

# 総務常任委員会要点記録

日 時： 令和7年3月17日（月）  
午前10時01分～午後3時28分  
場 所： 第一委員会室

|              |                 |                           |            |                 |
|--------------|-----------------|---------------------------|------------|-----------------|
| 出席委員<br>(5人) | 委員長<br>委員<br>委員 | 小林 憲一<br>上杉 ただし<br>いじま 文彦 | 副委員長<br>委員 | いぢち 恭子<br>三階 道雄 |
|--------------|-----------------|---------------------------|------------|-----------------|

|       |                 |        |                             |        |
|-------|-----------------|--------|-----------------------------|--------|
| 出席説明員 | 企画政策部長          | 鈴木 誠   | 行政サービス・アセット担当部長<br>(兼)総務部参事 | 松田 隆行  |
|       | 健康まちづくり担当部長     | 堀 仁美   | 協創推進室長                      | 田島 元   |
|       | 健康まちづくり担当課長事務取扱 |        | 協創推進室次長事務取扱                 |        |
|       | 企画課長            | 小形 雄一郎 | 行政管理課長<br>(兼)DX推進担当課長       | 大島 亮弥  |
|       | 資産活用担当課長        | 萩野 健太郎 | 広報担当課長                      | 大竹口 直柔 |
|       | 財政課長            | 赤松 勝也  | 情報政策課長                      | 加藤 広二  |
|       | 総務部長            | 藤浪 裕永  | 総務契約課長                      | 横倉 妙子  |
|       | 人事課長            | 森合 正人  |                             |        |
|       | 市民経済部長          | 磯貝 浩二  | 課税課長                        | 齋藤 友美雄 |
|       | 市民課長            | 松下 恵二  | 経済観光課長                      | 麻生 孝之  |
|       | 商業・観光担当課長       | 加藤 大輔  |                             |        |
|       | 選挙管理委員会事務局長     | 高階 靖哲  |                             |        |

## 案 件

|    | 件 名  | 審 査 結 果 |
|----|--|---------|
| 1  | 第14号議案<br>多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について                            | 可決すべきもの |
| 2  | 第15号議案<br>多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可決すべきもの |
| 3  | 第16号議案<br>多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                  | 可決すべきもの |
| 4  | 第17号議案<br>多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について             | 可決すべきもの |
| 5  | 第18号議案<br>多摩市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について        | 可決すべきもの |
| 6  | 第19号議案<br>多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について          | 可決すべきもの |
| 7  | 第20号議案<br>多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について                             | 可決すべきもの |
| 8  | 第21号議案<br>多摩市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について                         | 可決すべきもの |
| 9  | 所管事務調査 市民生活と市の業務に関するDXについて                                     | 了承      |
| 10 | 特定事件継続調査の申し出について   | 了承      |

## 協 議 会

|   | 件 名                           | 担 当 課 名   |
|---|-------------------------------|-----------|
| 1 | 令和6年度健幸ポイント事業（モデル事業）の実施結果について | 健幸まちづくり担当 |
| 2 | 令和7年4月1日付多摩市組織改正について          | 企画課       |
| 3 | 多摩市行政評価レポートの発行について            | 企画課       |
| 4 | 多摩市国土強靱化地域計画の改定について           | 企画課       |
| 5 | 令和6年度シティセールス活動報告と令和7年度に向けて    | 秘書広報課     |

|    |   |                                    |
|----|---|------------------------------------|
| 6  | 「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況について                | 情報政策課                              |
| 7  | 公共施設におけるOpenRoaming対応の公衆Wi-Fiの導入について              | 情報政策課                              |
| 8  | 「多摩市基金の活用等方針」の改定について                              | 財政課                                |
| 9  | 「多摩市と日本郵便株式会社の地域発展の推進に関する包括連携協定」の締結について           | 行政管理課                              |
| 10 | 公共施設等総合管理計画の改訂について                                | 行政管理課                              |
| 11 | (仮称)アセットマネジメント計画の策定に向けた進捗状況について                   | 行政管理課                              |
| 12 | コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針及び各複合施設の進捗状況について           | 行政管理課<br>協創推進室                     |
| 13 | 「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」等に関する市の対応方針について | 総務契約課                              |
| 14 | 多摩市公契約条例に係る審議の状況等について                             | 総務契約課                              |
| 15 | 第217回国会における税関連法の概要                                | 課税課                                |
| 16 | 法改正に伴う戸籍への振り仮名表記について                              | 市民課                                |
| 17 | 多摩市産業振興マスタープランについて                                | 経済観光課                              |
| 18 | 中小企業事業資金貸付けあっせん制度の令和7年度の融資利率について                  | 経済観光課                              |
| 19 | 多摩センターわくわくプロジェクトについて                              | 商業・観光担当<br>都市計画課<br>道路交通課<br>公園緑地課 |
| 20 | 拠点地区活性化推進会議の設置について                                | 商業・観光担当<br>都市計画課                   |
| 21 | 「多摩市食プロジェクト」の進捗状況について(報告)                         | 商業・観光担当                            |
| 22 | 投票区の区割り見直しについて                                    | 選挙管理委員会事務局                         |

午前10時01分開議

○**小林委員長** ただいまの出席委員は5名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

○**小林委員長** 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第14号議案多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○**松田行政サービス・アセット担当部長** それでは、第14号議案についてご説明を申し上げます。本件は、マイナンバーカードを用いてコンビニエンスストア等のマルチコピー機で交付する、いわゆるコンビニ交付に係る手数料について定めるものである。令和元年9月から住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付に係る手数料の減額を開始、令和4年度に額の見直しと期間の延長を行い、本年8月末までを期間として実施している。このことについて、さらなるコンビニ交付の利用拡大を目的に、令和10年8月末まで延長したいと考えている。また、課税（非課税）証明書のコンビニ交付手数料についても新たに減額の対象とし、本年4月から令和10年8月末までの間、現在300円の手数料を200円とする改正を行うものである。詳細については、担当課長より説明する。

○**大島行政管理課長** それでは、第14号議案多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。資料は、サイドブックの本会議、令和7年第1回定例会、市長提出議案の中の一部改正条例新旧対照表参考資料をご覧ください。ページは、3ページから5ページとなる。

コンビニ交付における手数料については、窓口交付手数料の300円に対して、令和元年9月から令和4年8月までの3年間は150円、その後令和4年9月から令和7年8月までの3年間は200円とする条例の附則を設け、減額を行っているところである。このことによりコンビニ交付の利用を促進し、市民の利便性の向上、証明書交付窓口の混雑緩和等に取り組んでいるところである。本取り組みについて令和7年8月に減額期間が終了となるが、さらなるコンビニ交付の利用拡大を図るため、減額期間をさらに3年間延長して令和10年8月末までとするための改正をしたいと考えている。

また、令和3年4月から課税（非課税）証明書について

コンビニ交付を開始しているが、同証明書についてもコンビニ交付の利用を促進するため、令和7年4月から令和10年8月末までの間、コンビニでの交付手数料を200円に減額するための条例改正を行うものである。併せて条例中のその他の文言について改正し、条例案として提案をさせていただいている。

説明は以上となる。よろしくご審査の上、ご承認を賜るようお願い申し上げます。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。いぢち委員。

○**いぢち委員** まず、これはさらなる利用拡大のために減額の期間を延長するというご説明だったが、その場合の拡大の目標、それから目標が達成された以降の金額設定についてはどのようにお考えか伺う。

○**大島行政管理課長** ただいま目標というお話があったが、数値目標としては特段の定めをしていない。こちらについては、窓口に来られることを望まれる市民もおられる中でどれだけコンビニに行っていたかかを数値目標として定めるのはなかなか難しいといったところがある。一方で、コンビニ交付を進めることによって窓口での混雑緩和、職員の業務負担の軽減も図られるといったところで、できるだけコンビニでの利用促進を図っていきたい。また、それによって市民サービスも、窓口開庁日でなくても、開庁時間でなくても証明書等が発行できるといったところでの利便性向上等も図られることになる。

今後金額をどう定めていくかというところであるが、手数料条例に定めてある手数料については、地方自治法に基づき徴収しているので、地方公共団体の手数料の表示に定める政令に定められた標準事務、戸籍抄本などはこれに当たるが、こちらについては全国一律の額で定められている。これに対して住民票等についてはその標準事務に含まれていないといったところで、受益者負担と公費負担のバランスを考慮し、また各自治体との均衡を考慮しながら独自に定めているところである。今後については、今ここで令和10年8月までの改正を予定しているが、その令和10年8月の手前のところで、実際にコンビニ交付等に係る手数料の我々の実コストと市民負担とのバランスを考えながら、また各自治体の状況も確認しながら、改めて検討していきたいと考えている。

○**いぢち委員** 実コストというお言葉が出た。窓口での業務とコンビニ交付の場合ではかかるコストも変わってくるかと思う。そういったところを換算しての設定、今後拡大目標を達成した後にもそれが考えられるかと思うが、ここ

まで言ってみれば期間限定の減額を重ねてきたわけであるが、繰り返しになるかもしれないが、これ以降はこうした言ってみれば時限を設定したものでなく、恒常的にこれだけ取るということを当然市側はお考えになると思う。その場合に実コストと換算して、人件費あるいは業者さんとの契約等々を考えて、今の金額設定とさほど乖離のあるものではないと考えてよろしいのか。

**○大島行政管理課長** 今ご指摘いただいたのが、コンビニ交付、また窓口で発行する手数料の職員コストやシステム利用料としてかかる経費とのバランスといったところで、窓口交付については、現在本市で試算しているところでは実際1枚の証明書に、今回住民票の例でお話しさせていただくが600円から700円ぐらいのコストがかかっているのではないかと、それに対して手数料を300円と定めさせていただいている。こちらについては、他の自治体の例を見ても、26市中300円としている市が本市を除いて18市である。また、それ以下のところが7市あり、高くても300円といった状況、また300円というところが一番多いという状況もあり、本市では窓口手数料300円としているところになる。また、コンビニ交付についても同様に他市と比較すると、26市中21市が200円としている。

本市においては、委員ご指摘のとおり期間限定で200円という処理をさせていただいているところになるが、こちらについて、一定程度期間が経過した後、期間限定ではなく本則の中でコンビニ交付は200円という定めにすることがあろうかと思う。また、200円が良いかどうかというのも、そのときの判断で、これも150円となるかもしれないし、250円となるかもしれない。それは実際のコストと市民の方の負担のバランスを考慮しながら、他市の状況も確認しながら決めていくことになる。

**○いぢち委員** そもそも窓口業務にせよ、こうした住民票等を発行する場合の手数料にはかなりのコストがかかっている、それよりは市民の皆さんの利便性、また近隣の市との金額設定の兼ね合いも考えて、言ってみればマイナスにはなるがこの設定にしているということで理解した。継続に次ぐ継続で言ってみれば暫定の数値をその都度引き延ばしてきたという事情についても理解したが、できればどこかでしっかり見切りをつけて、はっきり決めていただいてもよろしいのではないかと思う。

**○大島行政管理課長** ご指摘ありがとうございます。言われたように、実際にかかるコストと市民の方に負担していただいている金額については、これまでも少し減額をさせていただきながらといったところである。

先ほどご説明を漏らしたが、コンビニ交付については、1件当たりのコストが交付すればするほど安くなるということもあり、今二百数十円ぐらいのコストではないかといったところで、手数料も200円と定めさせていただいている。これの利用が拡大していくとさらに安くなっていくようなところもあるので、一定程度利用の交付枚数が確定してこのぐらいになると金額もこうであるという定め方ができるかと思うので、令和10年8月にどうなるかというはあるが、一定程度その推移を見守りながら、適正な手数料の設定をまた改めてさせていただければと考えている。

**○小林委員長** ほかに質疑はあるか。三階委員。

**○三階委員** 1点だけであるが、コンビニ交付がふえれば本当に住民の方も楽だ等いろいろ議論しているが、以前別の観点でコンビニの従業員の方からお話を聞いたことがあり、どうしてもなれない方が結構多くいてその対応に時間がかかったり手を取られているというようなお話を少し聞いたことがあるが、そこら辺の理解やお話等があったら教えていただきたい。

**○松下市民課長** こちらはやはりコンビニ交付に誘導していきたいという考えがあり、昨年度になるが、マルチコピー機で行政サービスの住民票や印鑑証明を取る際のパンフレットを作成し、マイナンバーカードセンター、本庁、各出張所にお越しになられた方にお渡しさせていただき、実際にコンビニでの使い方を案内させていただいているという状況である。

**○三階委員** 確かにマイナンバーカードもそういうことで取り組んでいると思うが、もしよかったらどのような問題があるのか等、実際コンビニの現場に行っているいろいろお伺いしてもよいかと思うが、その点についてのお考えを聞かせてもらいたい。

**○松下市民課長** そのようなご意見があったということで、今後検討していきたいと考えている。

**○三階委員** 現場でそういう問題もあるということなので、なかなか業務の中の一つに、毎日来るようなことでもないし、それほど量も多くないかもしれないが、様々なコンビニのサービスがどんどんふえてきている状況の中で、少しでも減らしたい、あと今コンビニも無人化がどんどん進んでいるので、ぜひとも現場の声を聞く機会をつくっていただきたいと、その点を要望して終わりたいと思う。

**○小林委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小林委員長** 質疑なしと認める。これをもって質疑を終

了する。

これより討論に入る。意見討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小林委員長** 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第14号議案多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

**○小林委員長** 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第15号議案多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

**○松田行政サービス・アセット担当部長** それでは、第15号議案についてご説明を申し上げます。本件に関して、昨年6月に公布された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正された。これらの法改正に伴い、多摩市行政手続における特定個人を識別するための番号の利用に関する条例中の対応する部分について改正を行うものである。詳細については、担当課長から説明する。

**○大島DX推進担当課長** それでは、第15号議案多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。資料は、先ほどに引き続き一部改正条例新旧対照表、参考資料をご覧ください。ページは、6ページ7ページである。

ただいま企画政策部長から説明があった情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の成立に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、本市の多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例中引用している法律の項ずれが生じたための対応を行う。

また、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の制定により乳児等のための支援給付が創設されたこと、ま

た妊婦のための支援給付の制度化の2つがあり、新たにマイナンバーの利用情報連携を行う事務が加わったことから本市条例の該当部分の改正を行うものである。

説明は以上となる。よろしくご審査の上、ご承認を賜るようお願い申し上げます。

**○小林委員長** 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小林委員長** 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小林委員長** 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第15号議案多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

**○小林委員長** 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際、日程第3、第16号議案多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、第19号議案多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

**○藤浪総務部長** 第16号議案についてである。多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。こちらについては、昨年10月の東京都人事委員会勧告を受けて、東京都に準拠し扶養手当などの4点の改正を行うものである。

以降についても、東京都の人事委員会勧告、また関係法令の改正等に伴って改正をさせていただくものとなる。詳細については、人事課長から説明をさせていただく。

**○森合人事課長** それでは第16号議案多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正についてである。本案の主な改正内容については、今、総務部長からもあったとおり、昨年の給与改定における東京都準拠に伴う扶養手当、通勤手当、宿日直手当及び管理職特別勤務手当の4点の改正となる。

まず扶養手当になるが、配偶者に関わる手当額現行6,000円を廃止し、子に関わる手当額現行9,000円を1万

3,000円に引き上げる改正となる。なお、廃止及び引き上げについては2か年かけて段階的に実施していくということで、令和7年度については配偶者に関わる手当額を3,000円に引き下げ、子に関わる手当額を1万1,500円に引き上げ、令和8年度から配偶者に関わる手当額を廃止、子に関わる手当額を1万3,000円引き上げ、制度完成となる。

次に、通勤手当になる。現行月5万5,000円の支給限度額を15万円に引き上げるとともに、今後新たに採用する職員と育児・介護でやむを得ない事情により転居した場合の通勤手当として支給限度額の範囲内で新幹線等特別料金を支給することができる改正となる。

次に、宿日直手当になる。現行6,000円から6,100円に改正するものである。また、これまで5時間未満の勤務は支給対象外とする5時間未満の割り返し規定があったが、この規定は廃止となる。

最後、管理職特別勤務手当についてである。改正内容としては、東京都準拠に伴い、平日の支給対象勤務時間を現行の午前0時から午前5時を午後10時から午前5時に2時間拡大するところになる。それぞれの実施時期については、令和7年4月1日からとなるが、宿日直手当については令和6年4月1日に遡及対応となる。

第16号議案の説明は以上である。

続いて、第17号議案多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の改正についてである。本案は育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布を受けて、職員の生活と仕事との両立を支援するために条例の一部を改正するものである。

主な改正点は2点ある。まず育児または介護を行う職員の超過勤務の免除となる。改正内容については、対象となる子の範囲を現行の3歳未満の子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものである。

次に、子の看護休暇になる。取得事由に感染症に伴う学級閉鎖による子の世話や行事参加として卒園式や入学式などが追加されることから、名称を「子の看護等休暇」として「等」を追加させていただいている。

なお、これらの改正による施行日は本年4月1日からとなる。

第17号議案の説明は以上となる。

続いて、第18号議案多摩市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の改正についてである。本案は、昨年の給与改定における東京都準拠に伴い、特定任期付職員、本市の場合は弁護士資格を有

する職員が対象になるが、その職員に対して勤勉手当の支給を可能とするための改正となる。具体的な改正内容については、これまで特定任期付職員の特別給の年間支給月数については、期末手当2.1月のみだったが、令和7年度からは年間総支給月数が期末手当は1.6月、勤勉手当は2.25月、合計3.85月というような改正となる。

第18号議案についての説明は以上である。

第19号議案になる。多摩市会計年度任用職員の任用勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてである。本案の改正内容については、主に4点ある。1点目は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布を受けて、会計年度任用職員の生活と仕事との両立の支援を図るための改正となる。具体的には子の看護休暇についてというところで常勤職員と同様に取得事由の追加を行い、併せて名称を変更するものである。また、短期の介護休暇については、これまで任用6月経過後の取得から任用後速やかに取得できるよう改正している。

2点目、今後の大規模な自然災害の発生に備える観点から、常勤職員と同様に会計年度任用職員にも災害休暇を導入するものである。

3点目としては、会計年度任用職員としての職種として、技術支援及び栄養士（健診等担当）の2種類を新設するものである。また、「栄養士A」を「栄養士」に、「栄養士B」を「短期栄養士」に、実態に即して名称を変更するものである。

4点目としては、多摩市公契約条例に基づき定められている労務報酬下限額が「1,169円」から「1,239円」に改正されることから、別表のとおり事務補助員ほか14職種の報酬額を引き上げということになる。

なお改正後の施行日は本年4月1日を予定している。

説明は以上となる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。なお、この4案についての一括質疑となる。質疑はあるか。上杉委員。

○上杉委員 それでは、まず最初に、配偶者に係る扶養手当が段階的に廃止される理由について教えていただけないか。

○森合人事課長 まず今回の改正内容については、子の手当額を増額していく中で、その原資というところで今回配偶者手当を原資にして子に関わる手当額を増額していくことであり、全体の原資は基本的に抑えながらの改正内容となっているので、その原資というところで、今回扶

養手当の配偶者の分を原資にするので段階的に減らし、その分、子に関わる手当額をふやしていくような内容になっている。

○上杉委員 子に係る手当が増額されるというところではよいと思うが、この改正によってその影響が出てくる職員はどのくらいおられるのか市側で把握していれば教えてもらえないかと思う。

○森合人事課長 今時点で何名というところまでは持ち合わせていないが、一応確認をさせていただいている中では、今共働き世代がかなりふえてきている中で、一般職の中で言うところの配偶者手当を支給している対象職員というのはかなり少なかったような感覚というか印象を受けている。

○上杉委員 この廃止をされることによって今現在6,000円もらえるところが令和8年にはなくなってしまう職員はどのくらいおられるのか。

○森合人事課長 今この具体的な数字までは持ち合わせていないので、後ほどタイミングを見て報告する。

○上杉委員 子どもの扶養手当が増額されるというところは非常によいと思うが、この配偶者の扶養手当もそのままできることなら引き継いでほしいというところで、これは東京都に準拠していることであり、なかなか市独自では難しいところがあるのかもしれないが、そこのところもぜひ検討していただければと思うところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いちち委員。

○いちち委員 それでは、第17号議案のところ、「子の看護休暇」が「看護等休暇」になるということで、先ほどのご説明では学校行事などの場合に適用されるのかと思いましたが、その範囲の確認である。先ほどは卒業式、卒園式といったようなご説明があった。例えば学校の行事として、体育祭、文化祭、また学校開放や授業参観などもあるかと思う。どの程度までを見込んでおられるのかを伺う。

○森合人事課長 今、東京都からその辺の基準としてお示しいただいているところからすると、行事参加の例としては、入園、入学式、卒業式、卒園式というところにとどまっていると伺っており、今お話しいただいた運動会、体育祭については対象外と伺っているところである。ありがとう。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第16号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

○小林委員長 これより第16号議案多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第17号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第17号議案多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第18号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第18号議案多摩市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第19号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第19号議案多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

○小林委員長 日程第7、第20号議案多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○磯貝市民経済部長 本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、これを引用する条文に条項ずれが生じたため、修正をお願いするものである。よろしくご審査のほどお願いする。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第20号議案多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第8、第21号議案多摩市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○磯貝市民経済部長 本件は、現行の企業立地促進条例が今年3月31日をもって期間満了を迎えることに合わせ、この期間の延長と、あと減少する市内の宿泊機能の確保に向けた所要の修正をお願いするものである。詳細については、経済観光課長よりご説明させていただく。

○麻生経済観光課長 資料は、案件8の資料をご覧ください。

多摩市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてである。今改正の趣旨については、先ほど磯貝市民経済部長からお話したとおり、本年度末をもってこの条例の期限が切れてしまうのでさらなる延長をしたいということ、また減少する市内の宿泊機能の確保に向けた所要の改正を考えている。

2番目、改正の経過。本条例の改正に当たっては、令和6年5月から9月にかけて宿泊施設関連企業8社、それから宿泊施設に対する企業誘致制度を有する自治体4団体へ

のヒアリング調査を実施し、改正内容についての検討を重ねてきた。

3番目、改正のポイントである。本改正では、2つの内容がある。まずは条例適用期限の延長ということで、令和7年度から令和9年度末までの3か年延長したいと考えている。

2つ目が、宿泊機能の確保に向けた所要の改正となる。常用雇用者数の下限の見直しと客室数、平均客室面積に応じた優遇措置の追加である。

下の表をご覧くださいと、現行の内容というものがあるが、こちらに変更はない。これは新たに3年間延長する内容である。

その下、改正内容、優遇措置の追加という表があるが、こちらをご覧ください。客室数、面積の区分によって常用雇用者数の指定要件、それから交付の期間というものがある。30室以上、平均客室面積が13平米以上の場合、常用雇用者数は5人以上、その場合には交付期間が最大5年となる。奨励金額は固定資産税、都市計画税相当額の100分の100、奨励金額上限は1.5億円、こちらも現行の制度の中での範囲である。次に、80室以上の場合には5人以上、最大で7年間の交付期間となる。その下、150室以上の場合、8人以上で最大10年間の交付期間という制度にしたいと考えている。

おめくりいただいて次のページをご覧ください。対象となる資産ということで、建物としては、ビジネスホテル、それからシティホテル等の宿泊施設を考えている。なお、ホテルと区分所有の建物の合築といったものも認めていきたいと考えている。

対象となる資産であるが、図1のとおり、黄色の網かけがされている部分。1つ目は土地、2つ目が家屋、3つ目が償却資産となる。4つ目に区分所有の部分があるが、ここには例えばビジネスホテルにおけるレストランや大浴場、売店といった指定企業が有する主たる施設の用に供すると認められたもの、こういった場合には対象にしたいと考えている。その他としては、宿泊施設に附属する施設、容積率に占める割合が5割未満とする。今回市として考えているのは、宿泊施設を誘致したいと考えているので、少なくとも1棟当たり5割以上は宿泊機能があることが最低の条件と考えている。仮に商業施設やマンション等と合築する場合には、宿泊施設以外の部分は容積率の5割未満にしたいと考えている。

今後の予定である。令和7年3月31日に条例改正をし、令和7年4月1日から条例施行をしたいと考えている。説

明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

○上杉委員 改正されて優遇措置の条件が大分引き下げられたと思うが、引き下げられたことで多摩市にビジネス宿泊施設を出したいという企業さんは今のくらいあるのかお聞きしたいと思う。

○麻生経済観光課長 条例の改正に当たり、宿泊施設を運営している会社さんともヒアリング・お話し合いをさせていただいた。その中で、例としてであるが、多摩センターにある鶴牧倉庫、こういった土地が多摩市にはあるのだがどうだろうかというご紹介をさせていただいた。その中で、2つの企業さんから、ぜひ検討してみたいという要望というかお答えをいただいたところである。やはり条件がそろわないとなかなか立地には踏み切れないようであるが、おおよそ日々8割から9割が営業状態でないとなかなか出店が厳しいというようなお話もあった。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第21号議案多摩市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第9、所管事務調査、市民生活と市の業務に関するDXについてを議題とする。

本件は継続案件である。

総務常任委員会では、よりよい市民生活や効率的な市政運営をDXにより実現していくため、DXをどのように取り入れるべきかを提案することを目的に、導入の効果や課題、多摩市の現状、先進的な取り組みなどを調査研究するため、令和5年12月12日に所管事務調査として位置づけた。

所管事務調査に位置づけてからこれまでの間、令和6年1月に勉強会を行い、担当所管課より市のDX導入の方針、施策として取り組んでいる事業について説明を受け、4月にはこのことを踏まえ今後の調査の進め方について意見交

換を行った結果、今後委員会として市へ提案する上でさらに知見を深めることが必要であるとし、7月に先進市である横須賀市と東京都区市町村のDX推進のために設立された一般財団法人GovTech東京を視察した。

横須賀市では介護認定にタブレットを利用することで訪問調査結果を一部自動生成することができ、事務処理の省力化を実現、相談業務ではAI相談パートナーを導入したことで相談における情報を蓄積して次の相談に生かすことができるようになったとのことだった。

GovTech東京は、都内各自治体が抱える課題解決に向け伴走型の技術サポートを実施するほか、自治体が共通で利用できるシステムやツールなどを共同して調達・開発したりデジタル教育を通じた人材育成をサポートするなど、様々な角度から市町村と連携した取り組みを行っているということだった。

さらに10月には愛知県西尾市を視察し、LINEを活用した行政サービスのデジタル化に向けた取り組みについて伺い、市民へのアプローチ方法と浸透度、具体的な運用内容等を学んだ。

以上の勉強会や視察などを通して12月の委員会では、今まで調査した結果を整理し、市民サービス向上及び事務の効率化の視点から要望提案を報告書にまとめ、市長に送付することを目指すことを確認した。さらに、前回の委員会から本日までの間に勉強会を実施し、これまでの調査に基づく意見交換を行い、これをもとに報告書の形にしてきた。

今回その調査報告内容及び最終日に行う予定の所管事務調査報告の内容について確認を行いたいと思う。

まず資料にある所管事務調査報告書について確認をする。こちらは、委員長から議長へ報告する際のかがみ文及び勉強会で協議した内容を踏まえ、まとめた報告書である。この報告書についてご意見や何か確認しておきたいことがあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 それでは、本報告内容をもって委員長名で議長へ所管事務調査報告として提出する。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

なお、最終的な体裁等は正副委員長にご一任願う。よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 また、本所管事務調査、市民生活と市の業

務に関するDXについては、今後の市政の参考としていただくため、議会運営委員会を通して市長へ調査報告書を送付したいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

次に、今定例会最終日に行う予定の所管事務調査の委員長報告の内容について協議する。今回の報告が最終報告になる。さきに調査報告書の中身について確認したので、その中から最終報告として盛り込む内容としては、調査事項、調査目的、今までの経過の簡潔な報告、今後に向けた市側への提案、以上を報告する必要があるかと思うが、ほかに盛り込むべき事項はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 それでは、この内容で本定例会最終日の所管事務調査報告とする。

なお、具体的な報告内容については委員長にご一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

次に、日程第10、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際、暫時休憩する。

午前10時49分休憩

---

(協議会)

午前10時50分開議

○小林委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会事項の1番、令和6年度健幸ポイント事業(モデル事業)の実施結果についてを議題とし、市側の説明を求める。

○堀健幸まちづくり担当部長 それでは、協議会資料1をご覧ください。令和6年度健幸ポイント事業(モデル事業)の実施結果についてご報告する。

本事業は、目的として、仕事や家事で忙しい方やふだんから健康を意識することが難しい方などをはじめとする健康無関心層への働きかけを目的として、新たにデジ

タル技術を活用しながら健康診断の受診や地域に出かけるなど健康を意識した行動を促していく取り組みを試行的に実施した。

実施概要であるが、10月にauウェルネスアプリを利用した「多摩市健幸チャレンジ」、11月に京王アプリを利用した「多摩市健幸スタンプラリー」として実施している。一定の条件を満たした応募者に抽選でインセンティブを付与する形で実施した。

3の実施結果であるが、1か月間ずつモデル事業の実施となり、短期ではあったがたま広報、市公式ホームページ、公式X、各公共施設や事業者の協力による施設、駅へのポスター掲示、事業者によるアプリ内プッシュ通知など、可能な限り広報にも取り組んできた。これにより1つでもチャレンジ等に取り組んだ参加者は全体で801人、そのうち応募要件となる取り組みの全てを実施したインセンティブの付与対象者は合計で331人となった。

2ページ目に入る。参加者の属性を分析したものになる。10月・11月実施分、あと合計のデータを載せているが、いずれも30歳代から60歳代、特に50歳代の参加者の占める割合が高く、本事業の主たる対象者である健康無関心層にアプローチできたものと考えている。

3ページであるが、改善点について、参加者に対してアンケートを取っている。こちらの結果をお示ししているものになるが、一番多かったご意見としては、アプリの利用方法がわかりづらいということであった。そのほか、チャレンジが簡単過ぎる、逆に難し過ぎるというご意見があった。また、もっと運動に直結する仕組みがよいというご意見もいただいた。また、自由記述欄に具体的な改善点としてご指摘があった点としては、インセンティブが安過ぎるなどのご意見が1つの分類としてあった。また、対象のイベントや施設に掲示した二次元コードの掲示位置がわかりづらいといった内容のものがあった。また、参加の動機づけに関する改善点として、今回の仕組みだと達成感が感じづらいのももう少し改善をすべきというご意見もあった。また、アプリに関する改善点としては、今回自動応募という形を取っていたため、最終的に自分が達成できたのかどうかなども含めて応募がきちんとできているのかということに少し不安が残るような形となった。

最後のページになる。このようなアンケートの結果やデータ等を踏まえて次回に生かしていく事項としては、まず1つはインセンティブの内容の改善になる。今回400円相当のポイントで、しかも抽せんということでは、動

機づけとしては不十分というご指摘もあり、また健康的な取り組みによるポイント獲得の方法の工夫、インセンティブの種類増額などの検討をしていきたいと思う。

2点目であるが、参加動機を喚起し、継続を促す機能を持つアプリの選定を検討していく。直接体を動かすものに直結するほうがよい、また達成感を感じづらいといったご意見があったので、次年度以降については参加者の増加と継続的な利用を目指し、インセンティブ付与のほかに日々の歩数や食事、血圧のような健康データの登録、その取り組み自体にポイントを得られるなど、日頃の取り組みに対し達成感を得られるような機能を有するアプリの選定を検討したいと思っている。

また、アプリが使いづらいというご指摘に対しては、使いやすいアプリをなるべく選定したいと考えている。特に登録などの手順の煩わしさが減少するような仕組みをなるべく採用していければと考えている。

また、二次元コードの設置場所の案内の工夫であるが、次年度もし地域のイベントに参加する等を条件としていく場合には、こういった二次元コードの掲示場所、見やすいデザインの工夫などを行っていきたいと考えている。

最後、その他であるが、取り組みの抽せん応募の要件の一つしていた健診のアンケート結果も、健康無関心層と考えられている現役世代の参加が多かったことがわかった。所属保険者の状況から、20代から60代まではどの代も主に大企業に属する健康保険組合の所属が一番多く、次いで協会健保や国民健康保険、共済組合の所属からもそれぞれ参加が見られた。こういったことから、今後もアプリを利用した健康的な取り組みについて様々な背景の市民の参加が期待されると考えている。報告としては以上となる。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。いちち委員。

○**いちち委員** まず自由記述のところ、ほかのポイントサービスが望ましいというお声があったようであるが、具体的に何か挙げられていたのか。

○**堀健幸まちづくり担当部長** 今回具体的に記載があったのは、a u P a yと京王ポイントが具体的には対象のポイントとなっていたが、a uつながりでP o n t a ポイントなどもあるとよいというご指摘があったように思う。

○**いちち委員** その辺は個々の要望にどこまで対応していくのかという問題があるかと思う。

あと、こういった試みは非常に有意義だと思うが、内

容的にはイベント的なものである。それで、例えばスマートウエルネス対策事業をやっている他市の例だと、例えば市内の協力してくれるレストラン・飲食店などにこういったポイントサービスを合わせて、ふだんから例えばこういうお店で食事をしたらポイント、その辺は多分ある程度シティセールスやまちおこし的なこととも絡んでいるかと思うが、この中でも少し指摘があったかと思うが、健康に関する取り組みとなると、やはりその時イベント的にやるというより日常生活から意識を変えていくということが非常に重要ではないかと思う。今後の改善点を今挙げておられて継続して試みていかれるかと思うが、今後の見通しの中でふだん使いのこういったサービスや取り組みのようなことは何かお考えではないのか。

○**堀健幸まちづくり担当部長** ご指摘ありがとうございます。ご指摘いただいたように、今年度はイベントのような形であったので、次年度以降は、日々歩いた歩数に合わせたポイント、食事の内容を都度記録していただくことに対するポイント付与、そういったような内容ができるように、日々の健康的な生活習慣づくりに寄与するような形にしていきたいと考えている。また、先ほどのインセンティブの件であるが、次年度以降、地域限定で利用できるようなインセンティブが何か利用できないかということも検討していきたいと思っている。地域で使っていただいて、より地域経済にも寄与しつつご本人も地域に出ただけような形で、そのように好循環がつけられるようなものを検討していきたいと考えている。

○**いちち委員** 多摩市はふだん歩いていても、特にある程度ご高齢の方が非常によく散歩などをしておられる。そして、このウォーカブル健幸都市ということも当然市が掲げている目標なわけである。そういったことと重ね合わせて、今言っていたとおりの日常的な取り組みというところにつなげていただいて、さらに例えば今のウォーカブルもそうであるが、緑の多い多摩市、あるいはここにこのようなお店があるというようなことを掘り下げていくと、健幸まちづくりがそういったシティセールス、来街促進、定住促進にある程度リンクしていくのではないかと思うので、引き続きよろしく願います。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。三階委員。

○**三階委員** 1点だけである。今回テストでいろいろやったと思っているが、もう少し健康についても入れたらよいだろうかというアンケートをいろいろ取ったということである。それはそれで私は本当にそのほうがよいと

思っている。今後、インセンティブのこともあったが、インセンティブの規模やアピールにどういったイメージを持っているのかをお伺いしたい。

**○堀健幸まちづくり担当部長** インセンティブの規模であるが、現在予算もご審議いただいているところであるが、契約の時期にもよるので、来年度どのくらい長期間継続できるかというところはあるが、できれば二、三か月に1回程度一定のポイントを達成した方々に抽せんという形で、金額をもう少し大きくしていきたいと思っている。それを二、三か月ごとに何度か行うようなイメージである。

**○三階委員** 一応健幸都市宣言を市長も一生懸命アピールしているが、もう少しアピールを広げていったほうがよいのではないかと思う。今回モデルとしていろいろ試してやってみるということであるが、そこら辺の部分について伺う。

**○堀健幸まちづくり担当部長** 今回市が持っている媒体と、あと関係して契約を結んだ事業者のツールを使って広報をしていった形になるが、次年度については、さらに「健幸！ワーク宣言」に登録いただいている企業さんにもぜひ利用していただけるような広報を打っていき、広報をもう少し広く工夫していきたいと思っている。もちろん言われた趣旨としては、健幸ポイントだけではなく健幸まちづくりに関する周知もあるかと思う。今回の議会でもその点幾つかいろいろな観点でもっと周知が必要ではないかということもご指摘いただいたので、多摩市の広報媒体をまずは活用しつつ、さらに口コミや先ほど申し上げたような「健幸！ワーク宣言」の企業への個別のアプローチ、そういったツールを徐々にふやしていければと思っている。

**○三階委員** ぜひとも全市的に取り組んでいただいて、市民の皆さんがこういうことをやっているのだなとわかるぐらいのアピールをしていただければと思う。

**○小林委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項2番、令和7年4月1日付多摩市組織改正についてを議題とする。

市側の説明を求める。

**○鈴木企画政策部長** 2番目の令和7年4月1日付多摩市組織改正についてから8番目の「多摩市基金の活用等方針」の改定についてまでが私どもの所管事務となる。

以後については各課長から直接ご説明という形でよろしいか。それでは、まず2番目の令和7年4月1日付多摩市組織改正についてご説明申し上げます。

**○小形企画課長** それでは、協議会2の資料をご覧いただければと思う。令和7年4月1日付での組織改正についてご報告させていただく。

今回の改正内容は大きく2点ある。まず1点目であるが、子ども青少年部の関連では、第2の1の(1)、こちらにあるとおり、児童福祉法の改正を受け、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の整備を行うものである。既に12月議会で「子ども家庭支援センター」を「子ども家庭センター」に改める条例改正を認めていただいているが、現在健康推進課で担当している母子保健に関する事務をこのセンターに移管し、これに合わせて子ども家庭センターに置く係・担当を整理する内容になっている。また、同センターには、センター長のほかに母子保健と児童福祉に係る相談を統括するような形で「子ども家庭相談担当課長」を設置するものである。

続いて、2番の環境部については、昨年国の重点対策加速化事業の採択を受けたところであるが、環境部の関連では市で初めてとなるパークPFIについても、ここで多摩中央公園の改修整備が終わり4月にはランドオープンするといったところで、環境部を取り巻く課題への対応として一定の方向性が定まった中で「特命事項担当部長」を廃止するものである。説明は以上である。

**○小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項3番、多摩市行政評価レポートの発行についてを議題とする。

市側の説明を求める。

**○小形企画課長** 資料が2点あるが、前のほうの資料をご覧いただければと思う。少し黄色がかったようなファイルである。こちら多摩市行政評価レポートの発行についてということで、これまで市の行政評価の取り組みについては、「多摩市行政経営報告書」といった形で取りまとめて発行してきたが、第六次多摩市総合計画の本格的なスタートに合わせて、令和6年度からは新たな仕組みでの取り組みを開始したところである。この仕組みの全体像や取り組み状況をわかりやすく共有するために、こちらの「多摩市行政経営報告書」をリニューアルして「多摩市行政評価レポート」として発行したために報告

させていただくものである。

詳細については後ほどもう一つの資料であるレポートをご覧くださいと思うが、本日は概略を説明させていただく。

まず令和6年度に行った行政評価の大まかな流れについては、中段に図のようなものがあるかと思うが、こちらをご覧くださいと思う。大きくローマ数字のⅠからⅤまでのステップがあると思っていただければと思う。まず1年前の令和6年3月に、Ⅰ番に当たる市長の施政方針で令和6年度の進むべき方向を示させていただいたが、その後令和6年度に入った4月には前年度の振り返りや施政方針を踏まえて、Ⅱ番である各部の目標・取り組み方針を作成している。さらに、夏前にはⅢ番の内部評価という形で、Ⅱ番で行った振り返り、あるいは6年度に入ってから動向といったものも踏まえて、今後の方向性を検討している。その後Ⅳ番で今回は市民による評価としてアンケートやオンラインでの座談会を実施し、さらに9月には議会で決算審査が行われ、Ⅴ番にある議会による評価を頂戴しているところである。こういったものも踏まえて、令和7年の大体1月ぐらいまで令和7年度の予算編成作業を行い、今回の令和7年度の施政方針につなげていったような形が大まかなイメージである。それぞれの中身の帳票といったものは、もう一つのファイルに記載させていただいている。

なお、今回のこちらの行政評価は、試行実施の位置づけでまだまだ試行錯誤しているところであるが、評価と予算の連携強化という観点から、まず各ステップを再整理・明確化したところである。来年度についても、今回の試行での課題も踏まえながらブラッシュアップしていきたいと考えている。簡単であるが、説明は以上である。

**○小林委員長** 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。いちち委員。

**○いちち委員** 多摩市は特に市民に向けてなるべくわかりやすい情報発信にかなり努力しておられると思っているが、正直丁寧につくっていただければいただくほど、これを読み込むのも大変であるという感じにはなっている。そのバランスが難しそうであるが、その辺をどうお考えなのか。

といいながら、申しわけないが市民の皆さんの関心の一つは本当に行財政、特に財政が社会的にも厳しいと言われる中で、やはりお金のこともある。特にご理解いただくためにもここはどうしてもお金が必要なのだと、あまりと言うと変であるが、自由に使える部分でこのよ

うにというようなこと、もちろん決算評価で示すものであるから、この行政評価レポートに全部入れたらさらに長くなると思うが、ある程度そういったことを反映させる、少しむちゃぶりしているのはわかっているが、内容は簡略にせよ、だが、もう少し予算のお金のことを書いてらどうかというむちゃぶりであるが、そこら辺はいかがか、お考えを伺えればと思う。

**○小形企画課長** 今2点お話を頂戴したかと思う。1点は、簡略化して市民の方にお伝えするといった部分であるが、今回こういった形のまずレポートとして、そうは言ってもボリュームはあるがという形でお示しさせていただき、特に今回、今のご説明でも用いさせていただいたようなこのプロセス、図に示したような段階を踏んでいるのだというのをまずお知らせする、そこが全体像ということで今回意識させていただいたところである。その上で、実際今年度はオンライン座談会という形で実施したが、対面でいろいろやり取りをさせていただきながらのほうが市民の方には非常にフランクに物事が伝わるといったことも考えているので、令和7年度についてはまた対面でのワークショップといった形で市の状況も共有させていただきながら、どうしてもこれ読んでほしいというだけでは済まない部分もあるので、そういった形で少しでも多くの方々にご理解いただけるように、わかりやすく伝えられるように努力していきたいと考えている。

また、2点目の予算との絡みの部分であるが、今回こういった形で行政評価のプロセスを踏ませていただいた中でも、少し苦勞したのは予算編成の部分である。来年度に向けてこういった方向性で取り組んでいきたいという内部評価はありながらも、予算編成ではかなり苦勞をした部分がある。そういったところをこのレポートの中で全てお示しするのはなかなか難しい中で、今年度については、当然予算の概要もそうであるが、こちらの最後に点線で書かせていただいた「次年度の施政方針へ反映」といった中で実際には予算の状況等についてお伝えさせていただくという形で対応させていただいたところである。

**○いちち委員** 最後に、これまでこうした行政評価レポートに対して市民の反響がどのぐらいあったのかということと、今後対面やオンラインということもあったが、多摩市は市民フォーラム等も活発にやっておられるので、そういったところである程度イベント的にこういうものを一緒に読み込んでみようというような、ただボンと出

されても、せっかく作っていただいたのに読み込む市民の方は少ないかと思うので、何か少し生かせる取り組みがあったらよいかと思う。それについてももしご意見をいただければ伺って終わりにする。

**○小形企画課長** ご意見をありがとうございます。こちらを読み込んでいただくといった部分もせっかくつくっているのが大事なことだと思っているが、来年度市民参画で行っていくワークショップについては、やはり改めて、現状はもちろん市民の方と共有させていただきながらであるが、未来に向けて、今後に向けてどうしていくべきかといったところに注力した議論をできればやっていきたいと考えているところである。

**○小林委員長** ほかに質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項4番、多摩市国土強靱化地域計画の改定についてを議題とする。

市側の説明を求める。

**○小形企画課長** 続いて、協議会4の資料、こちらも2点あるが、前のほうの資料をご覧くださいと思う。こちらであるが、本市では国土強靱化地域計画については令和3年の11月に計画をつくり、その後令和5年7月に国の基本計画の策定、あるいは多摩市でも第六次多摩市総合計画の策定もあり、そういったものを踏まえて令和6年3月に計画を改定して取り組みを進めてきた。国土強靱化については、大規模自然災害等に備えるために事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的な取り組みとして実施していくものである。そうした中で本市もこの計画をつくっているが、併せてこの計画については国土強靱化に対する国の支援を確実に得ていくことも、この計画の重要な役割となっている。その国の支援というのは具体的には国の交付金や補助金等の制度であるが、その一部については地域計画への明記が重点配分や優先採択の条件とされていた。今般その一部の交付金・補助金においてその取り扱いがかなり厳密化・厳格化され、地域計画に国が推進する事業名を明記していることが求められるようになった。こういったことを受けて、国が推進する事業名を明記するというのが今回の修正の内容となっている。

これだとわかりづらいので、次のページをお開きいただければと思う。こちらが修正箇所の新旧対照表のような形になっているが、別表ということで中段のグレーに

なっているところの下に丸があるかと思うが、赤字の部分をご覧くださいと思う。こちらを例にすると、赤字で「民間建築物の耐震化を進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する」という記載が加えられているかと思う。こうすることで、先ほど申し上げた国の推進する国土強靱化施策の事業名が明記されているということを満たすことになる形である。このほか多少文言の修正等を行うとともに、国の事業名も当然変わっていくことがあるので、変更になった際の対応として読み替えの規定なども加えさせていただいたというのが今回の修正である。説明は以上である。

**○小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項5番、令和6年度シティセールス活動報告と令和7年度に向けてを議題とする。

市側の説明を求める。

**○大竹口広報担当課長** それでは、私から令和6年度のシティセールス活動と令和7年度に向けてのご報告をさせていただきます。

まず19分の2ページ目である。資料は協議会5のデータをご覧くださいと思う。これまでの振り返りと今後の方向性を記載している。令和7年度はこれまで行ってきた基本的な取り組みは継続しつつ、ウェブPRに重点を置きながら事業を実施していきたいと考えている。

ページをおめくりいただいて、19分の3ページ目以降であるが、こちらには令和6年度の事業の実績を記載している。例年実施しているものとして、資料3ページ目に交通広告を掲載している。こちらは以前サイドブックスの各課情報提供にも実施の詳細を掲載させていただいたので詳細な説明は省かせていただくが、ご覧のとおり大手町を中心とした駅に交通広告を展開したものである。

今年度の新しい取り組みとして、4ページ目に記載しているレジリエントライフプロジェクトであるが、こちらは防災安全課が中心となってタイガーやほごもフーズなどといった様々な民間主体と連携し、記載にあるような3つの柱を中心に新しい災害への課題対応策にトライしているところである。こちらは次年度も引き続き行っていったファクト化を進めたいと考えている。

ページをおめくりいただいて、5ページ目である。魅力発信ウェブサイト丘のまちへの今年度の記事掲載一覧

をご参考までに掲載しているのので、こちらはお時間があるときにぜひサイトのほうでご覧いただければと思う。

次のページ、6ページ目、こちらにも新しい事業で、インフルエンサーを活用したSNSでの情報発信の取り組みである。今年度は6本の動画配信を予定しており、本日時点で資料作成時より1本ふえ、4番目のせいせきカワマチまでの動画を公開済みである。1点だけ資料作成時点と変更があり、本文の来街キャンペーンの方法と書かれているところで、動画高評価者への優待チケットを配布すると記載していたが、システムの関係で事業者に対し負担がかかってしまう方法だということで、実際には多摩市に来ていただいて、ハッシュタグとして多摩市広報部員のタグをつけてかわまち関連の写真を撮って投稿していただいた方にギフトコードをプレゼントすると、実際に皆さんに市外から多摩市に来ていただくという手法に変更していた。

7ページ目である。こちらは昨年度も支援したTAMATAMA FESTIVALについてであるが、今年も主催者発表で4万人、内76%の方が市外から来街していただいたという実績となっている。

8ページ目である。こちらにウェブないしテレビのメディアへのプロモート実績を参考につけさせていただいたので、後ほどご確認いただければと思う。

次のページである19分の9ページ目、ここから多摩市の現状の分析となっている。こちらは各自治体居住者、実際に住んでいる方を対象にした広域調査のランキングであり、比較的、好意的な評価を受けている。

次のページ、10ページ目をご覧願う。今の居住者対象調査の中の評価を少し詳細に分析したものである。ご覧いただくとわかるとおり安全性やインフラ、自然といった子育てをする上で重要な要素になる住環境については全国でもトップクラスの評価を受けている一方で、都心部を中心とした職場へのアクセス、繁華街などまちの活気にぎわいに関する評価が相対的に低くなっているという分析である。

ページをおめぐりいただいて、11ページ目である。こちらは秘書広報課で確認・実施している近隣5市区の住民へのインターネット調査となっている。予算決算特別委員会でもご説明したとおり、今年度はまち・ひと・しごと創生総合戦略にも定める目標の最終年度となっているが、4指標、認知、理解、好意、関心について全ての項目で目標に達することはできなかった。この間シティセールスの取り組みを進めてきたところであるが、大変

申しわけない。改めて次回の調査年次である令和8年度に目標を再設定し、PRを進めさせていただければと考えている。

なお、目標値4指標を掲げていたが、そのうちの多摩市を知っているかといった項目である認知については8割を超える上位数値であるために、今後調査観測は続けていくが、新たな目標としては設定しない考えである。

12ページ・13ページ目には、その目標設定における背景を記載している。13ページ目の下段に書かせていただいているとおり、少し変わったところとしては、若い世代では、定点で観測していくとニュータウンはよく高齢者や団地といったイメージで語られることが多いが、そういったネガティブなイメージに類する意識が薄れてきているというのが特徴であるので、私どもも若い世代にはそういったポジティブなところを打ち出していきたいと考えている。

14ページ・15ページ目は、冒頭でウェブ中心のPRに尽力していきたいと申し上げたが、そちらに力を入れていく背景についてのデータを記載しており、ちょうどこれをまとめたものを16ページ目に記載しているのでご覧いただければと思う。先ほどのデータを読み解くと、テレビよりもスマートフォンを見ている時間のほうが長く、テレビ番組自体もスマートフォンアプリで見ているような現状である。シティセールスのターゲット世代として20代30代を定めているが、この世代の情報接触はほぼデジタルであるということもあり、今まで行っていた交通広告のような強制接触を大勢に向けて行うような方法も有効であるが、今まで行ってこなかったウェブPRでの情報発信も進めていく必要があると考えている。

17ページ目、18ページ目は、デジタルメディアへの広報を私どもどのような立ち位置で行っていくのかというものをまとめさせていただいた資料であるので説明を割愛させていただき、実際にシティセールス担当が次年度どういった事業を行っていくかを19ページ目にまとめている。大きな変更点は、先ほど申し上げたとおり今まで行っていた交通広告の部分をシティセールス用の魅力発信を目的とした動画制作に変更する予定である。動画はSNSでも活用できるように短い尺で作成することを想定しており、観光や自然、子育て環境といったテーマで、各テーマ3分、1分、30秒と3セットのものを5本分つくっていく予定である。例えば30秒の動画をXで見ただき、ユーチューブに掲載している3分版に誘導していくなど、誘導動線を意識しながら魅力発信を進めてい

ければと計画しているところである。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○いぢち委員 詳しくまとめていただいた中で少し目を引いたのは、魅力的な図書館施設が浦安に次いで第2位というのは中央図書館のオープンが非常に大きく影響しているかと思う。多摩中央公園もオープンということで、それこそクリエイティブキャンパス構想がこれから本当に具体的にどのように広がっていくのか、ちょうどよいポイント地域ではないかと思う。伺いたいのは、こうしたシティセールス部門の分析は当然であるが経営会議等理事者の中では把握されていると思うが、この間ずっと議会でも指摘してきたシティセールスの部分というのはその場で完結するものではなく、いかに市側がそれを共通認識として、それを例えば公園、クリエイティブキャンパスだったらまたその所管があるわけであり、そこでどうやって生き生きした施政方針につなげていくかということになっていくと思う。そういったところは、せっかくなつくっていただいたものをしっかり共有して皆さんでどのようにまち全体のそういったまちおこしとか多摩市のバージョンアップというところにつなげておられるのか、そこのところを今、企画政策部長から、もちろん企画課長からでもよいが、伺えたらと思う。

○大竹口広報担当課長 言われた点はまさにシティセールスが行っていきたいと思っているところで、いかに一つの部署ではなく横串で情報連携しながら多摩市の魅力的なものを多角的に出していくかというのが重要だと考えている。私どもが所掌しているものだとシティセールス推進調整会議という庁内の会議があり、そちらでも各課長を集めて庁内で今のようなシティセールスの分析を共有しているところである。また、例にあった多摩中央公園がグランドオープンということで、いよいよ中央図書館もオープンして、多摩中央公園もオープンして、その前にはパルテノン多摩の改修が終わってということで、多摩センターが面的にPRしていける、来年が久しぶりに初めての年ということになる。多摩中央公園に関しては、所管部署とも連携しながらメディアへのPR、市民の方に参加していただけるような企画も考えていて、そういったものを含めて所管と一緒に多摩中央公園の魅力的な側面を市民と一緒に出していけたらと考えている。

○鈴木企画政策部長 大きな話で今の部分のところ、特に多摩センターのお話を頂戴した。多摩センターについては、パルテノン多摩のための大規模改修が終わり、中央図書館ができ、ここで多摩中央公園の改修も終わると

いうことで、改修して終わりではなく、これがスタートだと私どもも思っている。まずやっとスタート地点に立ったので、これをどう進めていくかというのがこれからの一番の大きなポイントとと思っている。そのためには我々シティセールス部隊だけではなく、庁内の関連部署が一緒になって多摩センターの魅力向上を図っていかなければいけないと考えている。

もう一つご質問の中であつたのは、市全体でどうこのまちの魅力を高めていくかということについては、切り口が2つあるかと思っている。1つ目は、住んでいる方がこのまちはよいまちである、このまちが好きだと思ってもらえなければ、外から来た人によいまちだとは思っていただけないと思う。まずは住んでいる方々にこのまちがよいと思っただけ取り組みをきちんと行っていくこと、それを外に向けて市民の方々と一緒に発信していくことだと思っている。それに合わせた中で、今も行っている市外に向けての魅力発信というところをやっていく。言うなれば市内に向けてと市外に向けて、それを両方組み合わせながら取り組んでいくことが必要かと考えているので、引き続きそれらの取り組みを進めていきたいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項6番、「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○加藤情報政策課長 標準化に関する進捗状況についてというところで、12月の総務常任委員会での報告内容からの進捗について改めて報告をさせていただくものである。

まず協議会資料6の1番、取り巻く状況をご覧願う。1の取り巻く環境の変化として、12月24日に地方公共団体情報システム標準化基本方針が閣議決定により変更され、事業者のリソース不足等により令和7年度末までの移行が難しいシステムについて、特定移行支援システムという形で対応して支援をしていくというような記載がなされている。また、デジタル基盤改革支援補助金の原資となるデジタル基盤改革支援基金の設置年限についても5年をめどに延長する。これによって今まで「移行困難システム」と呼ばれていたシステムが「特定移行支援

システム」という呼称に変更になるのと、補助金についても、基本的には令和7年度末までの移行を対象としていた補助金の年限が5年程度延長されることになっている。

2、これまでの対応についてをご覧願う。表中の令和6年度の②以降のところを変更があったのでご説明をさせていただく。まず②のところ、保育システムで新たに契約の締結を完了している。③のところでは投票管理システムと健康情報システムの2システムが、令和7年4月からの契約に向けて競争入札を実施し事業者決定済みとなる。④についてはそのまま、⑤で新たに福祉総合システムが2月10日開札で競争入札等も実施させていただいたが不調となり、令和5年度に実施させていただいた情報提供依頼に基づく情報提供事業者からも対応できないとの申し出があり、現在特定移行支援システムとして申請中となっている。

3の標準化対応スケジュールに関しても、今述べさせていただいた内容を含めて反映して更新をさせていただいている。

4番の特定移行支援システムに対する対応というところでは、介護保険システム及び学務システムについては前回に引き続きできるだけ早期に標準準拠システムへの移行を目指して情報収集をしているところではあるが、現時点で明確に時期等をお示しさせていただくようなことができない状況である。また、福祉総合システムに関しても、ここで特定移行支援システムとしての申請を行っているところであり、併せていつごろこれが標準準拠システムに移行できるのかについての情報収集を進めているところである。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 令和6年度の⑤のところが入札不調となり、リソースの逼迫とあるが、ここを少し具体的に説明してほしい。

○加藤情報政策課長 今いただいたリソースの逼迫というところであるが、先ほど少し簡略化してご説明させていただいた。令和5年度に情報提供依頼という形で令和7年度末までに標準準拠システムへの移行対応が可能な事業者について情報収集をさせていただいた。情報提供依頼という形で事業者から情報を出していただくようなところで、その中で唯一手を挙げて、要は対応可能という形で情報提供をさせていただいた事業者が現行ベンダーになるが、そちらからこの時点でリソースの逼迫で

このタイミングでは令和7年度末までの標準準拠システムへの移行が難しくなったという申し出があったところである。リソースというのは、人的リソースというか対応する技術者が不足していて、今標準準拠システムは全国で一斉にやっていることもあり、ほかの自治体への対応等に技術者等が割かれ、結果多摩市への対応にまで手が回らないような状況が発生しているところである。

○いいじま委員 技術者の方が不足しているから、全国のほかのところでもやっておられるから忙しくてなかなか手が回らないということか。今後の見込みはどうか。

○加藤情報政策課長 今後の見込みであるが、現在今後の対応予定について情報収集をさせていただいているところであるが、完了しないことにはなかなか難しいと事業者からも情報としてはいただいております、現行ベンダーだけではなく複数の事業者の方にお話を聞いているところであるが、なかなかそのめどが立たないというような情報が今収集の中では出てきているところである。

○いいじま委員 めどが立たないでは困ってしまう。したがって、どうにかそういう技術者の人を少しでも多くしてもらえないのか、めどが立たないからできないというわけにはいかないから、多摩市としてもいろいろ、言っていただきたいと思う。

○小林委員長 私から少しよろしいか。介護保険システムと学務システムのほかに、新たに福祉総合システムが今度特定移行支援システムになるということである。それで、そのほかは契約締結済みとなっているが、契約が済んでからSEの方の作業開始になるが、今の状況で本当にこの契約期間内に契約締結済みのところがきちんと移行できるのか非常に心配であるが、その辺はそういう契約期間内にできないかもしれないようなおそれは今のところないのか。

○加藤情報政策課長 今既に契約締結済みの事業者の今後の作業というところでは、一応契約を締結させていただいたタイミングでその年度に関して合意の上で契約をさせていただいているので、現時点ではそのおそれはないものと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項7番、公共施設におけるOpen Rooming対応の公衆Wi-Fiの導入についてを議

題とする。

市側の説明を求める。

**○加藤情報政策課長** 令和6年度予算で設置を進めてきたOpenRoaming対応の公共施設のWi-Fiの設置についての説明となる。協議会7番の資料をご覧願う。今年度設置予定の全施設に設置が完了し、運用開始するということでのご報告である。

設置目的としては、公共施設の利便性向上、あとは災害時の安否確認や情報収集を通じた市民の安心・安全を確保するために設置してきたものである。

東京都の補助金等を活用するために、東京都が推進する「つながる東京」の取り組みの一環で、セキュリティが高く、簡単に接続が可能なOpenRoaming方式の公衆Wi-Fiを採用して設置させていただいている。

導入施設としては、資料の表にお示しした18施設に設置させていただいている。

利用開始予定時期であるが、4月1日を予定している。令和7年度1月から3月に各施設に順次設置工事をさせていただいて、もう既に基本的にはほぼ全て設置済みであり、今試行的に利用可能となっている。ただ、使い方等を含めて4月1日以降に掲示等を進めさせていただく予定となっている。

その他で、今後の対応となるが、4月1日のたま広報でこの設置する施設の一覧等を市民の皆様にお知らせをさせていただく予定である。各施設において先ほどのような掲示をして利用者への周知を行う予定である。

参考資料として、東京都のパンフレットもつけさせていただいており、そちらを各施設で掲示したり配布させていただくような想定をしている。

説明は以上である。

**○小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。三階委員。

**○三階委員** このWi-Fiは、いろいろつけてくれたということで市民の方からも、私の地域だと近くの貝取こぶし館だったと思うが、ついた、ついたということで喜んでいて。これ行ってみたら結局ロビーとホールでしか使えない、2階だと使えないということを言われたが、場所的云々というのはどうやって決めたのか。

**○加藤情報政策課長** 施設でここの場所に設置するということでご判断いただいて設置しているところである。あと、コミュニティセンター等に関しては、それだけでなく必要に応じていわゆる置くだけWi-Fiのよう

な形で、このOpenRoamingではない形のWi-Fi等も設置していただいていると聞いている。

**○三階委員** では、そのようなポケットWi-Fiを貸してくれるということなのか。

**○田島協創推進室長** コミュニティセンターのことであるので、私からお答えする。今回のOpenRoamingのWi-Fi整備に当たり、コミセンについてはもともとWi-Fiを今年度設置させていただこうと思っていたので、一定の整理をさせていただいた。ロビーやホールのような比較的人が集まりやすいところ、また学習やオンラインのミーティングをやるような場合については、今回そのOpenRoamingのWi-Fiが使える環境を設定した。コミュニティセンターにはコミュニティルームという比較的小さな部屋もあるので、そういったものにまではOpenRoamingのWi-Fiの電波が届かないところもあるので、そういった諸室と言われているような部屋についてはWi-Fi用のルーターを利用者の方に貸し出し、そちらで対応していただく。コミュニティセンターについては二段構えで今回整備をさせていただいている。

**○三階委員** 要するにその会議室等を借りる方に対しては貸してくれるということによるのか。

**○田島協創推進室長** そのとおりである。

**○三階委員** 例えば会議室ではない場所もあると思うが、そのようなところで勉強したいというような方がいても、その人には貸してくれないということなのか。

**○田島協創推進室長** 基本的にはそういったフリーで使えるような場所については、おおむね今回のOpenRoamingのWi-Fiが届くような環境を整備しているので、基本的にルーターをお貸しするのは利用者の方である。貸し出しの予約をしておられる団体等については、そのような対応をしている。

**○三階委員** 場所によっては届かないということも聞いているが、そこら辺の調査ではないが、そういう声があった場合にはどうなるのか。

**○田島協創推進室長** 今ちょうど4月1日の正式運用に向けて各館のどこまでOpenRoamingのWi-Fiが届くかどうかという調査をしているところなので、今のようなお声があった場合の具体的な対応については、引き続き協創推進室で今後検討していきたいと思う。

**○三階委員** そういった声も若干あったものであるから、せっかくなのだから、できたら皆さん使えるような

便利な機能にしていきたいと要望して終わりたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項8番、「多摩市基金の活用等方針」の改定についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○赤松財政課長 まず協議会資料8をお開きいただければと思う。「多摩市基金の活用等方針」の改定についてというところである。

まず3分の1ページ目であるが、基金の活用等の方針については、平成26年1月にまず策定をさせていただいた。それから3年ごとに見直しを行わせていただき、前回の策定の見直しが令和4年の1月であったので、そこから3年近く経過したということで今回見直しをさせていただいたところである。

中段の基金残高の推移というところであるが、令和3年度末の基金全体の残高の176億1,900万円から、令和6年度末では最終的には195億6,000万円という形になり、この3年間で約19億4,100万円の増という形になった。個々の基金に少し触れさせていただくと、庁舎増改築基金については約11億1,500万円の増、これによって当初目標額の40億円を達成した形になっている。そのほか公共建築物等整備等保全基金についても目標額の55億円を達成しているというところで、総じて目標額については達成してきているような状況である。

ただ、新型コロナウイルス感染症関連が終息した後、ある程度物価高騰があり、大きく社会情勢が変化しているというところもある中、また令和10年度以降大型公共施設の更新や改修といったものが控えているというところでは、今後多額の資金需要が見込まれるということで、今回の見直しのポイントとしては、これまでのそれぞれの基金の考え方については踏襲をさせていただきつつ、3年間における各基金の目標額を改めて見直しさせていただいたところである。

最後、3分の3ページのところである。こちらをご覧いただければと思うが、個々の基金のこれまでの目標額に対して、右側に「目標額など」という形で記述がある。まず財政調整基金については、これまでの30億円から約33億円という形で目標額を修正させていただいた。修正の理由としては、本市の場合標準財政規模があり、この

3年間で約339億円という形で標準財政規模が上がってきているところで、こちら33億円という形に修正させていただいた。あと庁舎増改築金については、当初の40億円から60億円という形で目標額を修正させていただいている。あと都市計画基金以下のところの部分についても見直しをかけさせていただき、総じてこちらの目標額を引き上げさせていただいたところである。

大きな見直しについては以上という形になる。説明については以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○いぢち委員 3ページ目のみどりと地球温暖化等対策基金のところは何う。D、Eは目標額を設定しないということで、Dに関しては森林環境譲与税は事実上多摩市は除外かと思うが、気候非常事態宣言に掲げた云々、このところで目標額を設定しないことの意味というか、どういうことなのかをご説明願う。

○赤松財政課長 あえて目標額を設定しなかったところであるが、前回の改定の令和4年のときには約6億円という形で目標額を設定させていただいた。ただ、今回森林環境というところでは、自然災害等いろいろな社会背景も含めて、ここで住宅加速化等様々な交付金もいろいろ活用できるというところでいけば、このタイミングで一定の枠という形で縛りをつけるのではなく、状況に応じて臨機応変に対応できるような形での基金の活用ということで、所管と話をしてあえて目標額を設定しなかったような状況である。

○いぢち委員 そのことを考えないで基金を組んでいるとは思わないが、環境啓発事業全体の中で地球環境温暖化沸騰化対策ということも見込んでいるのだという解釈でこうなっているのか。ただ、見ると「A～Cの財源として10億円」と書いてあるので、どう解釈したらよいかをお願いします。

○赤松財政課長 まず解釈として、環境に関する制度というものが法律の改正、あと沸騰化、地球温暖化に関しても活用の視点がいろいろ広がってきているところがあるので、今までの形でいくと、ある程度決まった対策に対してこの枠という形で、全体の基金の積み立て額を見て金額を設定しながらという形でやってきたが、ここで地球環境に関する関係の補助もそうであるし、あと法律関係もいろいろ変化してきているところがあるので、今回あえて上限枠を設けなかったというのが一番の大きな考えである。

○いぢち委員 そう言われるとそうなのかもと思うが、

みどりと地球温暖化等対策基金と銘打っていて目標額がないというのは少し納得しがたい部分もある。特に一般家庭で貯金を積めるだけ積めればよいというのと自治体の基金とではやはり重みが違うと思う。これは例えば3年間はこういう形でやってみて、また見直していこうといったようなことはあるのか。

**○赤松財政課長** 今まさに委員が言われたところの部分で、こちらの基金については、先ほど私申し上げたが、3年ごとに見直しをさせていただいている。そこは大前提である。したがって、今回の目標額の設定についても、当然今の情勢変化もいろいろ鑑みながらであるので、例えば次回の更新のときにはその目標額の上限に具体的な数字を設定するようなケースも当然想定される。したがって、今回のところはあえて目標額を設定しないような形で改定をさせていただいたというのが趣旨である。

**○小林委員長** ほかに質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

**○小林委員長** 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会事項9番、「多摩市と日本郵便株式会社の地域発展の進捗に関する包括連携協定」の締結についてを議題とする。

市側の説明を求める。

**○松田行政サービス・アセット担当部長** 案件の9番目から12番目については行政サービス・アセット担当部長の所掌になっており、12番の案件は協創推進室との連名になっている。それぞれ担当課長から説明をさせていただきたいのと、あと10番目と11番目については関連であるので併せて説明させていただきたいが、よろしいか。

**○小林委員長** はい。

**○大島行政管理課長** それでは、協議会の案件の9番目である。資料が1枚あるので、そちらをお開き願う。多摩市と日本郵便株式会社の地域発展の推進に関する包括連携協定の締結についてである。

本市と日本郵便株式会社とは、これまでも子ども110番や児童・生徒の見学、職場体験の受け入れ、道路・公園等の損傷箇所の連絡、郵便局における広報物の掲出等、個別の案件ごとに連携を行ってきた。こうした中で、さ

らなる地域発展を目指して、日本郵便株式会社様より包括連携協定の締結について昨年12月にご提案をいただいた。本市としても、市内15か所の郵便局との連携を強化し、市民サービスの向上や地域の活性化、情報発信等に活用させていただきたいと考え、このたび包括連携協定を締結することで合意した。

連携事項としては、地域の安心・安全、防災、子どもたちの育成、高齢者・障がい者支援、市政情報の発信・PR、環境、産業及び観光、その他必要な事項として、広範な取り組みを対象としてできるところから無理のない範囲で進めていきたいと考えている。

今後は、他市の事例なども参考に、郵便ポストを活用した周知啓発、熱中症予防のための休憩スペースの提供など無償でご協力いただける取り組みから検討を開始し、将来的には市の窓口機能の一部を有償で委託するといったことについても協議・検討をしていければと考えている。

本件については、今月27日に行われる多摩市長定例記者会見の中で協定締結式を執り行う予定としている。

今後は、定例的に協議の場を設け、情報共有を行いながら、連携事業の拡大に向けて検討を進めていく予定である。

説明は以上である。

**○小林委員長** 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。いちち委員。

**○いちち委員** それでは、協定締結後の取り組みのところで伺う。まず市の費用負担を伴わない取り組みとして、郵便ポストを利用した公的情報の周知、また熱中症予防のためのスペースの提供とあった。これについてももう少し詳細があれば伺いたい。

**○大島行政管理課長** 今2つ例示として挙げさせていただいた。また、委員からもご質問をいただいたが、郵便ポストへの掲出等については、他市でもそういった事例があり、簡単なステッカーのようなものを貼り、そこに二次元コードのようなものを載せておくことで、それを読んだ方が市政情報にアクセスできる。例えば避難所マップ、市政の観光情報といったものを載せている自治体があると伺っているので、多摩市の周知を図りたいものについて、郵便ポストを活用してそういう掲示をさせていただくことを検討したいと思っている。

また休憩所については、多摩市においてはクールシェアを公共施設等で実施しているが、郵便局様においてもそういう熱中症予防のための休憩どころを用意している

ところもあると伺っている。郵便局の広さによって難しいところもあるかもしれないが、できるところからといったことで、そういう取り組みを既に実施しているところもあるということであるので、多摩市においてもそういう検討を進めていきたいと考えている。

以上である。

**○いぢち委員** 大変よい取り組みだと思うが、クールシェアに関しては、多摩市も今まで公共施設に関して結構期間の幅を設定しているが、例えばこれをお願いした場合に、クールシェアのようにイベント的に期間を設定するのではなく、そういった熱中症的な症状が出られた方は避難できるような形で考えておられるのか。

**○大島行政管理課長** まだそこまで具体的には詰めていないところであるが、例えば今、「子ども110番」と先ほど申し上げたが、何かお子さんがお困りになったとき、少し不審な方を見かけたときに駆け込めるようにといった形でのご協力をいただいたりしている。具合が悪い時に郵便局に入りたいといったことも考えられるかと思うので、その辺りは個別にまた調整を進めていきたいと考えている。

**○いぢち委員** できればそのぐらい幅広に受け入れていただけるとありがたいと思う。

それから、これも将来的ということであるので、おそらくまだ全く細かいところではないと思うが、自治体業務の一部委託については何を想定しておられるのか、あるいはシェアリングエコノミーについてももう少し伺えるところがあればお願いします。

**○大島行政管理課長** 自治体業務については、先ほど手数料条例のところでもお話ししたが、マルチコピー機のようなものを郵便局内に置いて証明書の発行などをやっている自治体もあると伺っている。また、窓口タブレット端末などを置いて自治体の窓口と遠隔でつないで遠隔相談ができるようなコーナーを設けている自治体もあると聞いているので、そういった対応については、郵便局様では有償になるかもしれないが、行く行くはそういったことができるようになるといったところで検討を進めていきたいと考えている。

また、シェアリングエコノミーについては、多摩市にはないが東京駅で郵便局の持っている施設を自治体と一緒に使う、使っていない期間に自治体に提供したりすることも考えられると伺っているので、郵便局さんが持っている施設・資産を行政でも使えるようにできれば、ご協力をいただくこともあろうかと考えている。

そういったところで、今後郵便局さんの資産の活用も検討させていただければと考えている。

**○いぢち委員** いただいた社会資源の活用ということと、あとは日本郵便さんでもいろいろ事業の展開を考えていると思うので、そこは下世話な言い方であるがWinWinの関係がつかれるように期待をしている。

**○小林委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項10番の公共施設等総合管理計画の改訂と11番の(仮称)アセットマネジメント計画の策定に向けた進捗状況について、まとめて説明をお願いする。

**○萩野資産活用担当課長** 協議会10番である。ファイルが2つあるが、初めのほうの1つ目のファイルをお開き願う。公共施設等総合管理計画の改訂についてである。

まず2スライド目であるが、現時点の公共施設等総合管理計画の概要について上の段でまとめさせていただいている。平成27年度から平成36年度(令和6年度)の計画期間として、対象施設は市が所有する建築物及び道路、橋梁、下水道、公園等のインフラ施設である。それらについて、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に実施し、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、将来のまちづくりの実現に寄与することを目的に定めている計画である。これまで改訂を何度かさせていただいているところである。また、指針の改訂というのは、国で指針を定めており、それが度々改訂されるので、そのときに合わせて本市の計画も改訂をしているところである。

今回改訂をする主な内容が3スライド目である。現在策定中の(仮称)アセットマネジメント計画、この次の案件でご説明をさせていただくが、そちらが来年度末までに策定して令和8年度からスタートすることを予定している。その計画と一体的に取り組みを開始することが望ましいと考えており、開始時期を合わせるためにこの総合管理計画について1年延長するものである。また、国の指針を反映するために脱炭素化の推進方針のところを修正している。また、人口・財政状況・公共施設等の保有量等の時点修正をそれぞれさせていただいているところである。

次の4スライド目が、脱炭素化の推進方針の追記をさせていただいた記述のところだけピックアップさせていただいている。また、下の段では、計画の体系図に前回

の改訂後に策定等した各種計画を追記・更新しているところである。前回改訂が令和4年度だったので、その後第六次多摩市総合計画が定められるところになる。また、関連する計画を2つ更新しているので、そちらも含めて計画を改訂したところである。詳細については、もう一つのファイルを後ほどご覧いただければと思う。この案件については以上で説明を終わる。

次に、協議会案件の11をお開き願う。アセットマネジメント計画を現在検討中であるが、その策定に向けた進捗状況について報告をさせていただく。報告案件をこのファイルの中で2つ用意しており、行動プログラムの振り返りと新計画の策定スケジュールについてご説明をした資料になる。

まず2スライド目が行動プログラムの概要である。将来にわたって公共施設を安全に使い続けること、施設総量の縮減を行うこと、ニーズに合わせた施設の機能転換を図ることを目的に定めてこれまで取り組んできたところである。

次のスライドでお示しをしているが、3つのステップに分けてこれまで取り組んできた。早期にプログラムの取り組みを実施する施設をステップ1、本プログラム期間中に今後取り組みを実施する施設をステップ2、さらにその後令和6年度以降に行っていくところをステップ3と大きく分けて取り組んできている。

それぞれ主な取り組みをしたことについて、次のスライドからご説明をさせていただく。主な取り組みとして全ては列挙していないが、ステップ1については、体育施設の指定管理者による一括管理、またスポーツや健康づくりの場の整備と災害時の旧南豊ヶ丘小学校である南豊ヶ丘フィールドの話を書かせていただいている。貸し付けによる収入を得ているところである。

また、ステップ2として実施した主な取り組みについて、その次のスライドから2ページにわたってご説明させていただく資料に記載させていただいている。旧西永山中学校の都営住宅の建て替え、高齢者または障がい者に対する福祉サービスの提供・確保というところがある。

また、旧西愛宕小学校の学校跡地の処分、旧八ヶ岳フレンドリーふじみについては、市の支出を最小限に抑えた跡地活用、貝取保育園については統廃合、旧東永山小学校についてはURとの土地交換、あとは都市計画税を充当できるようになったので、パルテノン多摩や資源化センター、中央図書館等に充当して整備の負担を軽減したところである。

次のスライドが、老朽化した施設の解体というところで、旧南永山小学校や旧関戸簡易耐火住宅について記載をさせていただいている。

その次の7スライド目であるが、これまでの財政状況の変化等について資料としてまとめさせていただいた。当初策定したときから生産年齢人口は減少するも推計よりは落ちていないというところ、こちらが左の表の上の折れ線グラフになっている。また、その下、縦棒があるが、こちらが市税収入になっている。堅調に推移しているところである。また、右のグラフになっているが、こちらが扶助費の推移で、上がってくることは想定していたが、増加傾向であるというところについてまとめさせていただいている。

さらに、次のスライドになるが、数値的な目標の達成状況について、行動プログラムの中では10か年で計画額（目標額）90億円を定めさせていただいた。こちらについては、845億円が公共施設にかかる経費として試算した経費である。ただ、公共施設にその当時支出できると考えていた金額が755億円だったということで、差引き90億円が足りないということで行動プログラムで目標として定めさせていただいた。実際上は、下のところにあるが、市税収入が堅調だったこと、また都市計画税の充当が拡大した。こちらに充当額の表があり、単位が書かれていないが144.2億円を新たに充当させていただいたところである。また、社会保障経費については増加傾向とあるが、実際にこの10年間で改修費として支出した金額が410億円、また維持管理経費として支出した金額が652億円、合わせて約1,062億円を支出してより多くの行政需要に対応できたところである。

次のスライドは、行動プログラムから（仮称）アセットマネジメント計画へということでもとめたところである。こちらは先ほど申し上げたとおり1,062億円を支出できたということでより多くの行政需要に対応することができた。これについては、都市計画税の充当の拡大や市税収入が堅調であったことが大きいと考えている。ただ、今後本庁舎や多摩第三小学校給食センターなど大型の建て替えを控えていること、また生産年齢人口の減少が見込まれるということで、厳しい状況が引き続き続いていくと考えている。社会状況も変化している。その中で、市が保有するアセットいわゆる資産を有効活用する視点がこれまで以上に求められていると考えている。例えばとして「多用途・多目的」とあるが、市で昨年7月に説明会を開催させていただいた。そのときには、特定の世

代や特定の目的でしか使えない公共施設ではなく、多世代が多用途・多目的に使えるような公共施設に転換して、公共施設という場をみんなでシェアしていく、共有していくという考え方をお示しさせていただいている。また、低・未利用地について貸し付け・売却することも検討していきたい、それらを通じて財政面の健全化につなげたいと考えている。「新計画の具体的な骨子については今後とも検討していく」と書かせていただいている。

次のスライドで、今後のスケジュールについて書かせていただいている。こちらは横軸が実施時期、縦軸がその種別になるが、一番上の段、計画策定というところ、現時点では新計画の構成や骨子案の作成検討を行っているところである。また、先ほど申し上げた行動プログラムの振り返りについては、一旦こちらで終わっているところである。下の段、市民参画、また議会というところがある。議会については、各定例会の議会月に報告をしていこうと考えているが、市民参画のところからやっていこうと思っているのは、市民アンケートをやろうと思っている。今アンケート内容の最終調整中でまだお示しはできないが、今後近いうちに市民の方々に発送して回答していただき、それらの内容も踏まえて新計画の骨子を作成していきたいと考えている。今後6月議会を目指して骨子案をまとめ、議会に報告した後、夏には市民フォーラムを開催して市民の方々にご説明し、ご意見をいただきたいと考えている。それらの意見を踏まえて素案をまとめ、議会にも報告しつつ、そのまとめた素案を市民説明会やパブリックコメントに諮り、原案作成、そして決定という流れで、来年度中の策定を目指して検討しているところである。説明は以上になる。

○小林委員長 10番、11番についての説明は終わった。質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 多分6月にはっきりしたものをいただけると思うので1点だけ。行動プログラムをつくった際には、多摩市は非常に公共施設が多く、また今後の維持のことを考えて統廃合というものが大きく打ち出されていたかと思う。今回アセットマネジメントに切り替えていくということである。行動プログラムではできなかったこととか、行動プログラムよりも多摩市の今後にふさわしいものとして計画を立てられるときに、ここに挙げた公共施設をシェアする、もちろん、貸し付け・売却等でなくしていく、手放していくものもあるかと思うが、そこら辺の方針が大きく変わったと判断してよろしいのか、行動プログラムではなくアセットマネジメント計画

でなくてはできないこととして何をお考えなのか。

○萩野資産活用担当課長 骨子や構成については、まだ検討しているところである。一方で、行動プログラムの策定当時「廃止」という単語が独り歩きしてしまったところがあり、我々も各種の機能、サービスを重視して、機能を存続しつつ、施設は廃止・統廃合という単語も使ったが、廃止と市民の方々に捉えられてしまったところがある。今後も、施設の有効活用、アセットとして資産を有効活用するという中では、集約や複合化を行っていくというところに大きな変化はないが、廃止という形での打ち出し方は、できるだけ控えていきたいと考えているところである。やっていることは同じようなところであるが、まだまだ構成についても考えているところであるが、今のところそのように考えているところである。

○いぢち委員 今いただいたような方針というか方向性をもとに6月議会で具体的な内容をまた見せていただきたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。上杉委員。

○上杉委員 先ほど「集約」や「統廃合」という言葉が出たが、言葉はそうであったとしても実際そこから施設というのは統廃合で消えてしまうわけであり、そこに住んでいる人たちからすると利便性は失われてしまうと思う。今後予定として市民アンケート、市民フォーラムなどを開催するというスケジュールが出ているが、ぜひこういったところで市民の声をしっかりと聞き、その声をしっかりと反映させていただきたいと思うが、改めて考えをお聞かせいただければと思う。

○萩野資産活用担当課長 私どもも同じように考えており、市民の方々のご意見を真摯に伺っていきたい、その中で新しい計画をつくっていききたいと考えているところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項12番、コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針及び各複合施設の進捗状況についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○萩野資産活用担当課長 コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針及び各複合施設の進捗状況についてということで、こちら行政管理課と協創推進室の連名となっている。まず私から簡単にご説明をさせていただ

く。

この資料の構成であるが、最初の1ページ目のところに書かせていただいているが、コミュニティ施設のあり方の基本方針、豊ヶ丘複合施設、諏訪複合施設、東寺方複合施設ということで書かせていただいている。それぞれ担当が分かれているところがあるので、私から説明するところ、田島協創推進室長から説明するところがあるが、基本的には昨年6月にコミュニティ施設のあり方基本方針、また児童館のあり方基本方針の素案を出させていただき、7月には公共施設のあり方に関する説明会の開催をさせていただいた。様々なご意見があった。その意見を踏まえて、コミュニティ施設のあり方、児童館のあり方をそれぞれ2月に決定させていただいた。児童館のあり方については、子ども教育常任委員会でご説明をさせていただこうと思っているが、基本的な考え方としては、先ほどアセットのところでご説明させていただいたとおり、特定の世代や特定の目的でしか使えない施設ではなく、多世代が多目的に使えるような公共施設をシェアしていくという考え方にひもづいた形の中でこれらのあり方をまとめさせていただいたところになる。

具体的な説明については、田島協創推進室長から説明をさせていただこうと思う。

**○田島協創推進室長** それでは、次のページをご覧くださいと思う。まずコミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針である。こちらが一番大きな考え方であるので、今、萩野資産活用担当課長から説明したが、こちらをこの2月の14日に市として決定させていただいた。

これまでの経緯については、そちらの表組みになっているが、令和6年6月議会の総務常任委員会で素案を説明させていただき、その後7月に2回、ヴィータ、ベルブでそれぞれの意見交換会を行った。9月議会の総務常任委員会でこの意見交換会の報告についてはさせていただいたところである。10月に改めて地域の意見交換会を豊ヶ丘複合施設と東寺方複合施設で行い、10月から11月にかけてパブリックコメントを行った。パブリックコメントでいただいた意見に対する市の考え方について、12月議会の総務常任委員会でご報告をさせていただいたところである。それを踏まえて、2月にコミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針を決定し、公開をしているところである。公開している内容は、次の資料に参照させていただいている。

その下の(2)、この大きな考え方として、基本方針の中

のコミュニティ施設を今後再編、機能転換をしていく考え方を入れているので、これを使って説明をする。こちらのエリアの市域の地図もあるが、コミュニティエリアごとにコミュニティセンター、コミュニティ会館については整備をしてきた。今現在コミュニティセンターについては9館、それを補完するコミュニティ会館については2館ある。こういったコミュニティセンター、コミュニティ会館については、当面の間は基本的に存続をしていきたいと思っている。エリアごとの多世代多分野でのつながりが生まれる場として、まさに協創推進室をつくったが、協創を実現していく拠点としての位置づけをコミュニティセンター、コミュニティ会館についてはしていきたいと思っている。

その下の緑の点になっているところ、それがいわゆる複合施設である。協創推進室としては、老人福祉館、地区市民ホールを入れている施設である。現在豊ヶ丘、諏訪、東寺方の3館あるが、この複合施設については、それぞれ昭和54年から56年にかけて大規模改修で整備した施設であるので大変老朽化が進んでいる。今後の大規模改修の時期に合わせて、世代を問わずに広く利用可能なコミュニティ施設、コミュニティセンターまたはコミュニティ会館のいずれかに機能を転換していきたいと考えている。こちらが一番大きな考え方である。

次のページに、今回それぞれの複合施設についてはコミュニティセンター、コミュニティ会館に機能転換を図っていくことにしているので、今豊ヶ丘、諏訪、東寺方それぞれのスケジュールについて、素案ではここは入っていないかったが、最終案の中ではおおむね今現在考えている整備スケジュールについて入れさせていただいたところであるので、こちらについては後ほど施設ごとのところで詳しく説明させていただきたいと思う。

続いて、次のページの豊ヶ丘複合施設については、冒頭は萩野資産活用担当課長から説明をする。

**○萩野資産活用担当課長** 豊ヶ丘複合施設の整備方針の決定についてということである。これまで12月議会でもご説明をさせていただいたが、昨年6月に素案を公表させていただいた後、9月からずっとオープンハウスやアンケート調査、児童館の移転に関する聞き取り調査、また、地域意見交換会を開催してご意見をいただいていた。肯定的な意見が非常に多く、また、それ以上に多かったのが、次の基本計画段階で検討すべき内容に対する意見が多かったところである。そのため市としては、大きな反対はないと捉え、素案を一部修正はさせていただ

いたが、決定したところになる。今月頭の時点で決定をさせていただいている。

素案からの主な変更点については、今年度行ってきたオープンハウス、アンケート調査、聞き取り調査、地域意見交換会の内容を追加させていただいたのと同時に、2番としてコミュニティ施設のあり方や児童館のあり方の修正を踏まえた反映をさせていただいている。また、読書活動振興計画の検討状況が進んでいるところであるので、それらの内容も含めて修正をさせていただいたところになる。別添の資料で、資料2を用意させていただいている。後ほどご覧いただければと思う。

**○田島協創推進室長** それでは、豊ヶ丘複合施設についての今後の進め方、次のページの資料は私から説明させていただきたいと思う。そちらにあるが、令和6年度末の段階で、今、萩野資産活用担当課長から説明した大きな考え方、この新施設の整備方針については3月に決定をさせていただいたところであるので、今後令和7年度からについては、この整備方針に基づいた新施設に建て替えをして平屋の施設をつくっていくという整備方針になっているので、これを踏まえた基本計画・設計に入っていきたいと思う。

そちらの左側の下の四角の枠組みにあるが、まず令和7年度で基本計画作成業務支援委託をさせていただこうと思っている。その中で、基本計画の作成に向けた住民の皆さんのワークショップ等をこの契約をした後に開催していきたいと思っている。その下の枠組みに書いてあるが、今後この豊ヶ丘複合施設の建て替えをして新たな施設を整備していきたいと思っているが、その施設整備をした後の施設について、基本的に建て替えをしていくのでまだ運営体制等は決まっていないが、新たな施設をより活用していただくために、住民の皆さんにできればこの運営等に関わっていただけるような人材の掘り起こし、今後の運営体制づくりについて協議を進めていきたいと思っている。その辺が書いてあるのが緑の枠になっている。

今後、基本計画の中では、基本理念・方針、また基本的な機能・整備計画、それを受けての事業計画・運営管理体制などについては、来年度・再来年度、令和7年度・8年度で決定していきたいと考えている。

その後、一番上のスケジュールのところにあるが、令和9年度・10年度ぐらいに現在の施設を閉館し、今度新たな施設整備に向けた解体工事、新施設の建設工事を受けて、今の予定では令和12年度ぐらいから新たな施設を

開館していきたいと思っている。

続いて次のページが、諏訪複合施設と東寺方複合施設になるが、諏訪複合施設については私から説明をする。今現在の諏訪複合施設はかなり老朽化をしている中で、耐震診断を行ったところ基準を下回っている状況にあるので、こちらについては早期に再整備を図っていく必要が高い施設になっている。

また、あちらの諏訪複合施設周辺のエリアが、今、諏訪4丁目・5丁目で都営住宅の建て替え、また隣接している永山4丁目でこれからUR都市機構が団地再生事業等を行っていく状況である。こういった中で、この諏訪複合施設周辺エリアについては、今後かなり環境が変わっていくところでもある。

また、この諏訪地区、隣接している永山地区については、コミュニティ施設が、コミュニティセンター、コミュニティ会館の整備ができていないエリアでもあるので、将来こういった周辺の環境の変化に合わせて新たなコミュニティ施設を整備していきたいと考えている。そちらはある程度長期的に時間がかかるところでもあるので、この諏訪については、まずは仮の施設に一旦移っていただき、地区市民ホール機能はその仮の施設で継続をしていきたいと思っている。

そちらのスケジュールに書いてあるが、今後仮の施設の移転に係る計画設計等を行い、令和8年度に仮の施設の工事、閉館準備等を行い、令和8年度末に向けて仮の施設に地区市民ホール機能を移していきたいと思っている。その上で、先ほど申し上げた新施設をコミュニティセンターにするかコミュニティ会館にするかについては今後住民の皆さんとの話し合いの中で決めていきたいと思うが、新施設の整備に向けた話し合い、協議等を進めていきたいと思っているので、令和12年度以降新たな施設整備に向けて動いていきたいと思っている。

**○萩野資産活用担当課長** 東寺方複合施設についてご説明をさせていただく。東寺方複合施設は昨年10月に地域意見交換会を開催させていただいており、その中では今後改修をするのか建て替えをするのかを地域の方々と一緒に話し合っていきたいというお話をさせていただいている。

その初回・第1回の検討会を3月22日、今週土曜日に開催する予定で準備を進めているところである。その中では、この地域に何が必要なのか、どのようなサービスが必要なのか話し合いをさせていただき、その後、では、そのサービスを実現するための施設はどういう施設

がよいのかという話し合いをしていきたいと考えており、今週末土曜日が1回目だが、その後来年度にかけて計7回行っていく予定である。話し合いの進具合にもよるが、その7回の中で一定の改修するのか建て替えをするのかをまとめた上でその先計画を進め、また設計というところでスケジュールを進めていき、改修するのか建て替えするのかという工事を具体化していきたいと考えている。

進め方としては以上で考えており、別添の資料3として今週末行う検討会のチラシをつけさせていただいているので、後ほどご覧いただければと思う。説明は以上になる。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。上杉委員。

○**上杉委員** 東寺方複合施設について今週の土曜日に第1回の説明会を行うというところであるが、このチラシについては、東寺方複合施設自体に掲示したのか確認をさせていただければと思う。

○**萩野資産活用担当課長** 東寺方複合施設にも、フロアが3階あるが、それぞれのフロアに資料を配付して市民の方々に取っていただけるようにしている。掲示をしたかどうかまでは確認できていない。

○**上杉委員** 今後の話し合いの中でいろいろなことを決めていくというところであるが、その中では児童館のあり方や老人福祉館のあり方といったことも住民との話し合いの中で今後決めていくという方針でよろしいか。

○**萩野資産活用担当課長** 市では、コミュニティ施設のあり方、また児童館のあり方について市の考え方をまとめさせていただいており、市長決定も取っている。その考え方について、初回の検討会のときに市の考え方であるという形でお示しをさせていただきたいと考えている。ただ、市民の方々には様々な意見をお持ちの方もおられる。それらの方々と市の考え方とは違うところもあるかもしれない。我々も丁寧に説明をしながら、ご理解をいただきながら、また反対の意見もあるかもしれないので、そちらについては真摯に受け止めたいと考えているところである。

○**上杉委員** ぜひとも市民の声を聞いていただきたいと思っている。この東寺方のところについては、住民の署名活動なども行っていると伺っているので、そういった声もしっかりと受け止めつつ、市側として対応していただければと思っている。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。いちち委員。

○**いちち委員** 1点だけ。豊ヶ丘複合施設であるが、諏訪複合施設に関しては閉館している間仮施設を開くとあるが、豊ヶ丘複合施設はない。これはこの間、貝取のコミュニティセンターがその代わりの受皿を果たすという考え方なのかどうか確認したい。

○**萩野資産活用担当課長** 閉館中解体をして新しい建物を建てている間についてはサービスが当然できないので、近隣の同種のサービスをご案内するというところで考えているところである。

○**いちち委員** 近隣の同種のサービスというのは、今伺ったこぶし館なのか、それともまた別のものを考えておられるのか。

○**田島協創推進室長** 基本的には萩野資産活用担当課長の説明のとおりであるが、今コミュニティセンターについても順次大規模改修を行っている。ここでこの9月からゆう桜ヶ丘についても大体1年半ぐらいの間、大規模改修期間中については完全閉館をさせていただく。その閉館期間中については、今、いちち委員からもあった近隣のコミュニティセンター、集会所等をご案内しているところであるので、豊ヶ丘複合施設についても、ここは建て替えとなるので、建て替え工事期間中についてはこぶし館、トムハウス等、近隣のコミュニティセンター、または集会所等をご利用いただくようにご案内をしていきたいと思っている。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。三階委員。

○**三階委員** 諏訪複合施設であるが、今仮施設とあるが、当てがある程度あるのか。

○**田島協創推進室長** これまでも庁内で、この諏訪複合施設については、先ほど申し上げたように将来的には施設整備を新たにしていきたいと思っているので、その間、かなり老朽化もしているところであるので、現行施設については、耐震化もできていない中ではなるべく早く閉じたいと思っている。その中で、仮施設への移転についてこれまでも検討してきた。隣の金融機関が昨年閉館したというところもあるので、そこを使えないかという検討をしてきたが、あそこについてはいろいろな条件が整わないところもあり、身障者用のトイレがなくエレベーターもない施設であったので、そこを使うことは難しいとなり、その後今検討しているところが、諏訪5丁目の都営住宅の中に諏訪会館という東京都から寄贈を受けた市の集会施設がある。あちらの諏訪5丁目の自治会にも確認したところ、あちらについてはまた別のプレハブ建ての集会所を活用していったら、この諏訪会館については今

倉庫でしか使っていないという状況もある。基本的にはこの諏訪会館という200平米ぐらいのほぼ今活用されていない施設があるので、こちらについて一定の改修を図り、そこを仮の施設として使っていきたいと、まだ検討段階であるが考えている。

○三階委員 いろいろ検討してくれるのはありがたいが、早めというか令和8年度には一応そこを閉じたいということであったが、地域の方、利用者の方に早めにしっかりとした説明が必要であると思うが、そこら辺をお伺いしたいと思う。

○田島協創推進室長 言われるように、こちらの大きな考え方については2月に決定したので、今週から諏訪老人福祉館を使っている2つの老人クラブ、また近隣の特に諏訪5丁目の自治会さん等に説明に伺い、今後令和7年度に向けて利用者・近隣の皆さんに説明していく機会をここで設けていきたいと思っている。

○三階委員 それも含めて、この地域にまた新しい施設をつくりたいということも併せてしっかり伝えていただきたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 資料を拝見すると、現在ある9つのコミュニティセンターと2つのコミュニティ会館については「当面の間は存続させていく」とある。「当面の間」というのは含みのある言葉のようにも思えるが、当面は存続していくが、今後は何か考えているようなことはあるのか。

○田島協創推進室長 言われるように「当面の間は存続させていく」という言い方にしている。基本的にはこの9館のコミュニティセンター、2館のコミュニティ会館については、これまでの様々な経過があって整備してきた施設であるので、基本的に現段階では永続的に存続させていきたいと市の所管としても考えている。「当面の間」としたのは、ずっと永続的に存続させていくということをこの段階で必ずしも確定的に言い切ることができなかったので「当面の間は」という言い方をさせていただいたという程度の表現である。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項13番、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」等に関する市の対応方針についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○藤浪総務部長 では、13・14番について総務部から説明させていただく。こちらについては、例年この時期にご説明させていただくものとなる。順次、総務契約課長から説明させていただく。

○横倉総務契約課長 資料については、協議会資料の13番である。資料に沿って報告をさせていただくのでご願う。こちら資料の1番の趣旨のところである。令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」）及び令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」）であるが、こちらがそれぞれ公表されたところである。また、この新労務単価等の公表に合わせて、令和7年2月17日に国からも「技術労働者の適正な賃金水準の確保について」において、新労務単価等の早期活用及びインフレスライド条項の適用等についての要請が国から各自治体に来ているものである。多摩市においても、これを受けたところで対応する。そういったところで、この新労務単価等に関する協議を請求できる特例措置を実施するとともに、インフレスライド条項、全体スライド条項を適用していくところである。この方針の考え方については、前年度と同様の考え方としているところである。そして周知等のスケジュールであるが、こちらの資料ではお示ししていないが、市長決定をした後、3月11日に庁内に周知をしているところである。また3月12日に該当の受注者へメールによる周知をしており、13日には市公式ホームページでもこの方針について公表をしているところである。

続いて、この内容についてご説明をしたいと思う。2番である。こちらの内容であるが、(1)新労務単価・新技術者単価の特例措置についてである。こちらについては、多摩市の工事契約約款、また設計等の約款の設定があるところであるが、それに基づいて変更協議を請求することができる形になっている。まず①対象工事等である。こちらは令和7年3月1日以降に契約締結した工事のうち、旧労務単価または旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているものである。②契約金額の変更。こちらについては変更後の契約金額については新労務単価等の当初の契約時点の物価等により積算された予定価格に落札率を乗じて算出するという形になる。③請求期限。こちらは契約を締結した日から2か月以内に請求という形になっているものである。

続いてのページになるが、(2)インフレスライド条項の適用である。こちらについても、多摩市工事契約約款の

第25条の第6項の規定により、賃金等の急激な変動等により契約金額が著しく不相当となったときには、契約金額の変更協議を請求することができるという形になっている。①対象工事については、アとイがあるが、いずれも条件を満たしているものとする。アが令和7年3月1日が工期内にある工事で、残工期が原則として2か月以上ある工事、またイであるが、変動前残工事金額と変動後残工事金額との差額が変動前残工事金額の100分の1を超えている工事という形になる。②については、工事を主管する部署と行った中で残工事に係るスライド額を算出し、受注者と協議して決定するという形である。③請求期限が、工期末の2か月前までに請求という形になる。

(3)全体スライド条項の適用について。こちらについても約款に規定があるものである。市が発注・契約する工事において、受注者が、増額となる契約金額の変更を請求する場合の取り扱いとする。①対象工事。こちらはア、イ、ウとあり、いずれの条件も満たしていることとなる。ア、契約日から12か月を経過した工事であること、イ、残工事が原則として2か月以上ある工事を対象とする。ウ、変動前残工事と変動後の残工事の金額の差額のうち変動前残工事の金額の1000分の15を超えていること。②計画金額の変更。こちらについても受注者と協議しての決定である。③請求期限。工事末2か月前までに請求という形になっている。このような形で、求めがあれば協議をした上で決定となっていくものである。

3番、契約議決である。こちらについては、今申し上げたように請求に基づき契約変更を行うものであり、議会の議決に付さなければならぬ工事については、令和7年第2回以降の市議会の定例会で議案として提出する予定としているものである。

こちらは、以上のような形になるというご報告である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項14番、多摩市公契約条例に係る審議の状況等を議題とする。

市側の説明を求める。

○横倉総務契約課長 こちらについては協議会資料の14番である。こちらについても資料に沿ってご説明をさせていただく。多摩市公契約条例に係る審議の状況等についてである。令和6年度の審議会の実施状況について報

告するものである。

1番の開催実績についてである。本年度4回開催したところである。こちらのうち第3回までについては12月に常任委員会で報告をさせていただいているところである。本日は、第4回、答申(その2)をいただいたことと、来年度以降の検討の方向性について、資料でご説明をしたいと思います。

この答申であるが、諮問は例年2つさせていただいているところである。1点目が労務報酬下限額等についてである。こちらはもう既に答申(その1)としていただいている。もう一つの答申としていただいたものであるが、市として令和7年度における多摩市の公契約条例に係る重要事項ということで、課題の検討と、令和7年度以降の検討の方向性である。

2番がその内容についてであるが、課題として5点あり、それを検討いただいて方向性として答申をいただいているところである。課題の1が労務台帳の改善についてである。こちらは以前から検討課題となっているところであるが、労務台帳については、唯一受注者から提出される下限額を支払っていることを確認するデータであり、廃止することはできないものである。したがって、これまでも改善をしながら行っており、こちらも引き続き動向なども見ながら改善できるものはしていきたいというところで方向性をいただいている。

続いて課題2である。令和7年度の労務報酬下限額の考え方についてである。こちらについては、答申1に含まれているものであり、工事、委託・指定管理の労務報酬下限額について、こちらの資料でお示しするよう形でいただいているものである。

次のページをめくっていただければと思うが、課題3、公契約条例の適用労働者の範囲である。こちらについては、今年度主に検討をしていただいたところである。こちらにお示ししているように業務委託と指定管理については60歳以上を適用労働者の対象外としている。これが多摩市のこの条例での一つの特徴となっているところである。ただ、現在の社会情勢の中で、このまま60歳でよいのかどうかを課題としていただいているところがあり、それについて検討を進めてきたところである。こちらについて一定の方向性が今年度示されたので、それを申し上げる。毎年度各事業者にアンケート調査をさせていただいている。そういった中で、令和6年度に関して、検討状況の下の3行のところになるが、アンケート結果なども踏まえた中で、昨今の社会情勢を鑑み、60歳以上の

労働者についても全年齢の方を公契約条例の適用対象とする方向とする、適用の開始日については今後整理するという方向性をさせていただいたところである。この審議の中では、まず適用対象とする業種は全ての業種でよいのか、それとも限ったものにしたほうがよいのか、適用対象とする年齢は60歳であるが、65歳までにしたほうがよいか、70歳までか、それとも労働者全員を対象にするのかをポイントに議論していただいたところである。

審議会では、現在の社会情勢の中では定年の引き上げや働き手の高齢化、全体として世の中の動きがそうなっている中で、年齢の制限を求めることなく全年齢の方を対象とするという方向が適しているのではないかということで、委員の皆様方の意見がまとまったところである。ただ、影響を受ける業種もあるだろうということで、この適用をいつからにするかという時期については、すぐということではなく、今後また改めて検討していくのを方向性としていただいたところである。審議会の中では、こういった方向であることを早めに事業者にも周知していったほうがよいという意見があったので、市でもこのような検討を今進めているということ、チラシを送付してお知らせしているところである。具体的な適用の開始が決まる方向になったらまた改めて周知をしていきたいと思うし、もちろん、この場でも検討の状況について報告をしていきたいと考えている。

続いて課題4、落札率と労務報酬の関係の検討についてである。こちらについて審議会では動向を見るということで、その推移についてご説明をしているところである。

課題5、公契約条例の周知の方法についてである。こちらについても、市公式ホームページへの掲載、掲示用ポスター・チラシなどを事業者へ送付しているが、引き続き周知を図るよう努めるようにということを方向性としていただいている。

このような形で第4回の審議会が終了したということで、状況について報告させていただいた。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項15番、第217回国会における税関連法の概要を議題とする。

市側の説明を求める。

○磯貝市民経済部長 15番から21番までの計7件、市民経済部関連の案件となっている。順次担当所管の課長から説明をさせていただくのでよろしく願います。

○齋藤課税課長 私からは、第217回国会における税関連法の概要についてご説明をしたいと思う。資料に11項目記載しているが、このうち主立ったものについてご説明をさせていただきたいと考えている。

初めに、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応についてである。まずは、この中の表をご覧願う。4項目ある。まず1点目、給与所得控除の見直しである。これについては個人市民税にも影響があるものである。現行55万円の控除を65万円とするものである。これにより、表の下にある非課税ラインが変わってくる。現行100万円から見直し後は110万円が非課税となってくる。なお、この給与所得控除の見直しについては令和8年からの制度となるので、今見込むことはできないが、参考までに令和5年を考えた場合には約6万3,000人に影響する制度であることをご報告させていただく。

2点目、基礎控除の見直しについてである。基礎控除の見直しについては、所得税を対象としており、個人市民税についての変更はない。国会で上乗せ額に関して議論もあったが、これについては基礎控除に関するものであるので、個人市民税への影響はないものと考えている。

3点目、大学生年代の子等に関する特別控除についてである。現行「103万円まで」としている子の給与収入を「150万円まで」とする新たな控除の創設がある。子の給与収入が150万円を超え188万円までの場合には、控除額に段階を設けて控除を行う仕組みも併せて設けるものである。

4点目、扶養親族等に係る所得要件の引上げについてである。扶養親族及び同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件、またひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を48万円以下から58万円以下に引き上げるものである。こちらの物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整については、先ほど申し上げたとおり令和8年度からとなるため、特に影響を見込むことはできない。条例改正に当たっては、改めてご提案をさせていただいたときに内容を説明させていただきたいと思う。

続いて、2点目である。2ページ目をご覧いただきたいと思う。2ページ目の一番上、子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充である。こちらは大きいところが2点ある。○で挙げているが、まず1点目、子育て世帯

及び若者夫婦世帯に対して現行の借入限度額の上乗せを行うものである。加えて床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40平米に緩和するというものも加えた。こちらは条例改正対象外である。

3点目になるが、2つ下の「法人住民税」と書いてある企業版ふるさと納税の延長をご覧いただきたいと思う。こちらについては、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に法人市民税を軽減するという特例措置を、その減税効果を維持した上で適用期限を3年間延長するものである。こちらについては、実際に今も企業版ふるさと納税の対象となるが、条例改正対象外である。

続いて、次のページをご覧いただきたいと思う。固定資産税。中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の拡充及び延長である。生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、2年に限り延長を行うものである。この制度については、利用者が1社いるところである。本件も継続延長となっている。これも条例改正対象外である。

5点目である。4ページ目をご覧いただきたいと思う。一番上、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の適用期限の延長である。

こちらについては、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置について、申告の手続きについて見直しを行った上で2年の延長を行うものである。こちらも現在対象となっている集合住宅は実際はない。こちらについては6月議会に上程予定とさせていただいている。

続いて軽自動車税である。二輪車の車両区分の見直しである。2025年、令和7年11月以降に製作される総排気量50ccで設計速度が50キロを超える原付に対して新たな排ガス規制が適用されることになっている。そのため、新基準原付バイクとして、原動機付自転車のうち二輪のもので総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とするものである。こちらについては専決処分をさせていただきたいと思う。

続いて5ページ目をご覧願う。5ページ目の下段、たばこ税の加熱式たばこの課税方式の見直しについてである。加熱式たばこの課税方式について、重量に応じて紙巻きたばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として課税するなどの見直し

を行うものである。見直しについては、令和8年4月と10月の2段階で実施する予定である。たばこに関しては、国のたばこ税率が3段階で、令和9年、令和10年及び令和11年の4月にそれぞれ1本0.5円ずつ引き上げる予定であるが、市税の引き上げはない。施行は令和8年4月1日であるので、こちらは6月議会に上程をさせていただきたいと思っている。

資料の説明は以上になるが、最後に口頭になるがご説明をもう1点追加させていただきたいと思う。令和4年の道路交通法の改正によりマイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、令和7年3月24日から全国で運用開始される。いわゆるマイナ免許証であるが、これについては市税条例の軽自動車税の条文に免許証の記載があることから、このマイナ免許証に関する改正も含め、市税条例の一部を改正することになる。説明は以上になる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項16番、法改正に伴う戸籍への振り仮名表記についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○松下市民課長 それでは、法改正に伴う戸籍への振り仮名表記についてご報告させていただく。こちらの案件については昨年9月・12月の常任委員会でご報告させていただいているが、現時点での状況のご報告となる。

こちらは昨年の夏以降これまで3回国の説明会が開催されているが、その説明会を通しての国への主な意見・要望としては大きく4点ある。まず1点目が国民等に向けて改正法の周知徹底、2点目として補助金交付に係るスケジュールの見直し、3点目として相談業務や電話対応などに要する事務負担を軽減する対策、4点目として振り仮名の一括処理を可能とする戸籍情報システムの機能改修というような要望が国に上げられている。新制度の円滑な施行に向けて、国民に向けた取り組み及び市区町村に向けた取り組みを進めていくとされている。

まず国民に向けた取り組みとしては、当初全国民に届け出を促すとしていた方針が見直され、自身の認識と一致している方については届け出をしなくても戸籍にそのまま記載されるが、この部分を案内・周知する。それから、新聞広告、インターネット広告等で十分な周知・広

報を実施していく。国民に対して、制度についての正確な情報発信を十分行うことにより振り仮名記載に万全を期するとともに、市区町村における届け出の処理や問い合わせ対応等の業務量を減少させることで負担軽減を図っていくとされている。

2 ページ目、3 ページ目をご覧いただきたいと思う。こちらは現段階で国から示されている通知書のイメージである。2 ページ目が、こちら、戸籍の筆頭者の方に対して、その戸籍におられる方の名の振り仮名が通知される。住所に住まわれていない方については、別の通知が送付されるような形になっている。こちらが現段階で示されている案である。

4 ページ目をご覧いただきたいと思う。こちらは市区町村に向けた取り組みであるが、市区町村の実情を踏まえたスケジュールの前倒しを含む円滑な通知事務、届け出処理及び相談に関わる体制整備、戸籍情報システムの機能改修というような要望に対して、国では通知の印刷・郵送に要する経費、届け出処理及び相談に関わる体制整備の支援並びに戸籍情報システムの改修を実施するため、補助金に関わる予算を令和6年度の補正で予算措置がされている状況である。具体的な取り組みについては、まず市区町村への経費の補助というところで、印刷・郵送費に関する経費については当初から示されていたが、こちら当初は令和7年の4月以降交付決定、それから契約準備ということだったが、こちらが前倒しされ、令和6年度に交付決定を希望する団体については3月中旬に交付決定が行われるような形になっている。それから、事務負担を軽減するために必要な体制の確保に関する経費の補助という形でこちらも創設されている。最後に、戸籍情報システムの改修に要する経費の補助ということが示されている。

次のページをご覧いただきたいと思う。こちらは振り仮名対応に係る想定スケジュールとなっているが、現在印刷、郵送に関する補助金に関しては、2月中に交付申請を行い、先週ぐらいから補助金の交付決定が下りている。5月26日の第3施行日時点の本籍人の方を抽出し、現在8月中には本籍人の方に送付ができるだろうということで、8月中に通知書を発送し、その後届け出の受付受理、令和8年5月26日以降については届け出をいただかなかった方については速やかに市町村長記録を行っていくような形になっている。

3 番目、こちらは振り仮名の審査等に係る取り扱いというところで現時点での概要案となっているが、この振

り仮名の基本的な考え方については、漢和辞典など一般的な辞典に掲載されているものは広く認め、それ以外でも当該読み方が漢字の意味や読み方と関連性をおよそ認めることができない読み方、漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方など社会を混乱させるものである場合、子の利益に反するなど社会通念上相当とは言えないものである場合を除き、氏名の振り仮名として認めていくような形になっている。

最後のページをご覧いただきたいと思う。こちらは今年1月に法務省が戸籍の氏名の振り仮名制度に関するアンケートを行ったということで、回答人数が5,019人いう形になっている。まず戸籍振り仮名制度を開始されることに関する認知度で知っている方が28%、振り仮名の通知に関する認知度で知っている方が9%、振り仮名の案が正しい場合における届け出予定の有無で、正しければ届け出をしないという方が60%、正しくても届け出をするという方が12%おられる。4つ目として届け出する場合の方法で、マイナポータルを用いて届け出を行うという方が38%、市役所の窓口で行うという方が35%程度おられるような形になっている。こちらは5月の抽出、8月の発送に向けて適切に対応していきたいと考えている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。上杉委員。

○上杉委員 最後のアンケートのところ、これは法務省が実施したということであるが、まだまだ認知が進んでいないかと思っている。今後はがきが順次送られるということであるが、いきなりこういうはがきが来て何も知らない人を見ると、やはり驚くと思う。事前に多摩市としてもそのような周知・啓発を行っていく必要があると思うが、そのような方法についてどのようなことを考えているのかお伺いしたいと思う。

○松下市民課長 国もこの制度の周知広報については今後取り組みを進めていくということで、本日国からメールがちょうど来たが、3月20日から23日にかけて全国の地方新聞に戸籍に振り仮名が記載されるということでまず広告を打っていく、その後も政府広報や必要に応じてテレビCM等でも順次周知を図っていくと聞いている。多摩市としては、たま広報や市公式ホームページ等での周知、市民課、保険年金課、あと多摩センター駅出張所に広告モニターがあるので、そういったものを活用しながら市民の方に十分周知していきたいと考えている。

○上杉委員 それだけではなくSNS等も活用して周知していただければと思うので、よろしく願います。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 郵送の通知書についてであるが、これは多摩市なら多摩市に本籍がある方について発行するという事で理解している。この郵送は、戸籍の附票として住民の現住所を把握されていると思うが、それがばらばらな場合があると思う。本籍は同一でも、A市、B市、C市、それは個別の住所に送られるということなのか。

○松下市民課長 筆頭者とは別に住民登録されている方については、それぞれの方に別々のはがきとして通知書を郵送させていただく形になる。

○いぢち委員 あくまで現住所に向けてということで確認した。それで、気になるのがDV被害者の方である。既に届け出されている方はともかくとして、そこが曖昧なケースもあるかと思う。そういったことを想定して市として何かお考えはあるのか。

○松下市民課長 DV被害者の方、住所を移されて支援を受けている方については当然通知の対象になってくるが、住所を移さないで避難されている方については、市民課としても現在どちらにおられるのかを把握できないという形で、その方の今現在おられるところへの通知はできないような状況になっている。こちらは予算決算特別委員会でもお答えさせていただいたが、振り仮名は、最終的に市町村長記録で1回は仮の振り仮名として決定されるような形になっているが、1回目の変更については、家庭裁判所の許可がなくてもお申し出をいただければ修正ができるような形になっている。

○いぢち委員 届け出をしていない過渡期の方も当然おられると思う。何かの拍子にそういった自分の振り仮名が違っているとわかった場合そこで手を打てばよいのかもしれないが、例えばこの振り仮名の表記に関して通知が始まっていて、それ以降にある方が多摩市に新たに居所を定めた場合に、市側で例えば今こういうことが行われているというような後追いの周知はできるのか。

○松下市民課長 そのようなケースも可能かと思う。逆に、多摩市では8月に通知を予定しているが、その通知の到着を待たずとも5月からは届け出ができるような形になっているので、市役所の窓口に来ていただければ振り仮名の届け出をしていただくことが可能となっている。

○いぢち委員 そういった特殊な配慮を必要とするケースもあるかと思う。先ほど質疑の中で上杉委員も話されたとおり、そういった配慮が必要な方への対策、あと周知である。思いつくところでは市公式ホームページ、たま広報といったものであるが、極力丁寧に周知をしてい

ただいて、今言っていたようにその方がこういうことがあるのだとわかって手続に来ていただければ一番スムーズかと思うので、そこはよろしく願います。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項17番、多摩市産業振興マスタープランについてを議題とする。

市側の説明を求める。

○麻生経済観光課長 資料は2つサイドブックに貼つてある。縦長のものが製本するバージョンのもの、横判のものが概要版になっている。本日は、横判の概要版でご説明をさせていただきたいと思うので、こちらをお開き願う。令和5年から検討していた多摩市産業振興マスタープランについて、ここで策定したのでご報告をさせていただきたいと思う。

まず1番目、プランの策定背景と目的である。こちらの行の下から3行目、後段「そのため」というところである。この後ろから、長期的な視点による産業振興の方向性を示し、計画的に産業振興策を進めていくことを目的に「多摩市産業振興マスタープラン」を策定するものであるということで、今までなかった長期的な視点による産業振興を目的としたプランである。

2番目、プランの位置づけと計画期間。本プランは、第六次多摩市総合計画を上位計画とした産業振興分野における個別計画として位置づけている。また、計画期間は令和7年(2025年)4月から令和17年(2035年)3月まで、この10年間を計画期間としている。

3番目に、多摩市の産業をめぐる現状と課題。こちらはまず概況を記載させていただいた。2番目に、多摩市の産業振興における課題として、課題の1、若者に選ばれたまちとしての環境整備、2番目が立地優位性を生かした企業誘致、3番目が創業支援による地域経済の活性化、4番目、まちの活性化と個性豊かなにぎわいの形成、5番目が豊かな環境を生かした多様な働き方の実現ということで、5つほど課題を記載させていただいている。

おめくりいただいて次のページ、多摩市の産業振興の目標と方向性である。まず多摩市の産業振興の目標ということで、本マスタープランの中で目標とするまちの姿は「主体的な行動と協創により理想を考えるまち」としている。多摩市の産業を取り巻く環境は今後も目まぐるしく変化していくことが予想されている。これらの変化

に対応しながら、住む人、働く人、まちを訪れる人、企業のいずれにとっても魅力があり、選んでもらえるまちであり続けるために、各主体が連携協力して産業振興を進めていく必要があるということで考えている。

2番目と3番目、産業振興施策の方向性と重点テーマの設置、こちらは下の表をご覧ください。目標があり、その横が方向性となっている。本プランを3つの方向性でまとめている。1つ目が活力と魅力あふれるまちづくり、方向性の2が誰でも挑戦できるまちづくり、方向性の3が生き生きと地域で働けるまちづくり、これらの3つの方向性に加えて、分野横断的に重点テーマを設定した。こちら3つほどある。脱炭素・エネルギー対策、DXの推進、また若年層の定着促進、これら3つがそれぞれの方向性を横断的に設定しているところである。

次に、多摩市の産業振興施策として、方向性の1番から成果指標、主な取り組みを記載している。1番目、活力と魅力あふれるまちづくりの成果指標としては、3つある。市内事業者数、市内付加価値増加率、昼夜間人口比、それぞれ上がっていくという計画を立てている。

主な取り組みとしては、表のあるとおり、01番の企業誘致の実施から15番のふるさと納税寄附金事業の推進まで15個の施策を考えている。

方向性Ⅱ、誰でも挑戦できるまちづくり。成果指標は2つである。開業率と廃業率。今現在多摩市の開業率と廃業率を比べると、廃業率が若干上回っている状況である。こちらを令和16年度のときには開業率が上回っている目標を掲げたところである。主な取り組みは、16番の志創業塾の実施から、次のページの23番、販路開拓支援の8施策までを取り組む予定である。

方向性Ⅲ、いきいきと地域で働けるまちづくり。こちらの成果指標は2つである。就業者の流出入数、1,310人の流出過多が現状である。令和16年には流入過多にしたところである。もう一つが多摩市に常駐し、市内で従事する就業者数、これも2万3,031人に対して増加を目指すというところで目標を設定している。

主な取り組みは、24番、関係機関等と連携した求職・就職環境の整備から、次のページ、35番、健康経営の取り組みの推進まで12施策を考えている。

その下、計画の推進に向けてである。本プランは、産業振興推進会議においてPDCAサイクルで評価をしていただく予定である。また、具体的な事業計画については、今後多摩市産業振興推進会議と協議していきたいと考えている。長くなったが、説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項18番、中小企業事業資金貸付けあっせん制度の令和7年度の融資利率についてを議題とする。市側の説明を求める。

○麻生経済観光課長 協議会資料の18番をお開き願う。中小企業事業資金貸付けあっせん制度の令和7年度の融資利率についてである。

1番目、概要である。日本銀行が令和6年3月にマイナス金利政策を解除し、同年7月と令和7年1月に政策金利を段階的に引き上げた。これを受けてメガバンク及び各信用金庫もプライムレートの引き上げを発表しているところである。現在多摩市の融資利率は日銀プライムレートをもとに算出しているが、このプライムレートが令和6年9月に0.15%引き上げられた。これを受けて、本市の令和7年度以降の利率についても見直しが必要となったところである。

2番目、利率の算出方法である。本市の融資メニューには4つほどある。中小・小口・借り換え、創業の4つがあるが、全ての利率が毎年2月時点の日銀の短期プライムレートをもとに計算している。それに金融機関の利益として0.5%を加えた数値を使っているところである。令和7年2月12日時点の日銀プライムレートが1.625%である。このまま見直しを行わない場合、利率は0.5%を加えた2.125%となり、本人負担は0.15%増加することになっている。下の表は何が変わったかがわかるようになっており、令和6年度プライムレート1.475%、これに0.5%の金融機関の利益が乗って利率は1.975%となっている。市の利子補給が1%あるので本人の負担は0.975%であるが、このまま日銀のプライムレートを使うとなると、令和7年度は利率が2.125%、市の利率が1%、本人負担は1.125%ということで0.15%増加してしまうところである。

3番目、令和7年度の利率である。令和7年度以降については、市民負担の軽減等を目的に本市の利率基準を見直したいと考えている。市としては、市の利率よりも低い東京都の融資利率の最低値に合わせたいと考えている。また、東京都の利率と合わせることで東京都の制度連携を行うことができる。この結果、融資の際に必要な保証料補助の全部または一部を、今現在は市が負担しているが、都が負担していただけることになるので、市の

負担する保証料補助金が減少することになる。なお、市の利率補償率は変更しないということで考えると、下の表のとおりになる。下の表は令和7年度の予定利率である。中小小口借換えは2.05%、市の利子補給は1%、本人の負担は1.05%、創業の利率が1.65%であるので、市の利率1%を除くと本人負担は0.65%となっている。

4番目、令和7年の東京都の予定利率と市の従来の算出方法による利率の比較である。中小・小口・借り換えの場合、都の予定利率は2.05%である。市の予定利率、何も変更しなければ2.125%となるが、都に合わせたいと考えているので、本人の負担は0.075%減ることになる。創業であるが、東京都は1.65%を使っているので、市の予定利率2.125%よりも0.475%少ない金利で済むことになっている。それぞれ市民の負担軽減、本市の保証料補助減額というところでは有意な政策になると考えているので、このように変更したいと考えている。

説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項19番、多摩センターわくわくプロジェクトについてを議題とする。

市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 協議会の資料19番をお開き願う。まちづかいを起点としたまちづくりにつなげていく多摩センターわくわくプロジェクトについての定例的なご報告である。本日については、令和4年度から取り組んできた3年間のまとめとまちづかいの今後といったことについてご報告をさせていただく。

まずは、2、令和6年度の取り組みについてのご報告である。本日は大きく多摩センター地区まちのビジョンなどの策定状況、まちづかい社会実験の3年間のまとめ、多摩中央公園の整備状況、遊歩道の安全な通行のあり方の4点となる。

まずは(1)多摩センター地区まちのビジョン／まちづくり方針策定状況についてである。ここでは、この多摩センター駅周辺のまちづくりの方向性を示すまちのビジョン／まちづくり方針、都市再生整備計画の3点である。イ、まちのビジョン及びまちづくり方針の説明になる。こちらについては令和7年3月末に策定予定として進めてきた。しかしながら、前回もご報告をさせていただ

いたが東京都が多摩センター駅周辺再構築について令和7年に入り検討を進めるとされた。この動きと市の方針にそぐえないようにする必要が生じたため、まちのビジョンと方針の策定を令和7年度末以降に延長し、引き続き東京都と協議を行うものとしていく。なお、令和4年度に策定した行動指針の成果として「(仮称)多摩センター地区まちのありたい姿報告書」を中間報告として取りまとめ、公表することを予定している。

続いてロ、都市再生整備計画(第3期)についてである。今年度で第2期が終了する。令和7年度から9年度の3か年で、今度は第3期として取り組んでいくところである。社会実験を行い、ペDESTリアンデッキのハード整備計画に向けたまちなかウォカブル推進事業を実施し、多摩センター地区で課題となっている滞在環境整備に関する内容を予定している。

次のページ、5分の2ページにお移り願う。(2)まちづかい社会実験に係る令和4年度から6年度までについてのご報告となっている。これまでご報告させていただいたものについてのエッセンスをまとめたものである。振り返って、令和4年度については、まちづかいを起点としたまちづくりとして、ワークショップや社会実験を通してまちの声を収集し、今後の多摩センターに期待する場面を具体化してきた。

続いて、令和5年度からは(仮称)多摩センター地区まちのビジョンの策定に向けて、多摩ラボ(仮称)やまちづかい社会実験を通じて機能とまちづかいの主体者の掘り起こしを進めてきた。

令和6年度については、こちらを受けて植栽ますを中心に、大きなイベントがない日常での滞在空間や企業主体のパブリックビューイング、プロジェクトマップといった社会実験を行い、多摩センターのエリア価値向上に向け取り組んできた。これらを踏まえて、次年度からのオープンカフェ、まちなかウォカブル推進事業の活用による社会実験をしていくところになっていく。

今後についてであるが、多摩センター地区の活性化を目的として設立されたクリエイティブキャンパス企画室を活用し、多摩中央公園を起点に多摩センター地区連絡協議会と多摩中央公園・多摩センター連携協議会の両輪とともに発展させていく。これに向けて、クリエイティブキャンパス企画室と庁内各課が情報交換など連携しながらフォローなどもしていくところになっていく。

次のページ、5分の4ページにお移り願う。多摩中央公園の整備に関するご報告である。令和5年度から整備

を進めてきたが、今年の4月5日午前11時にグランドオープンする。同日は、ハローキティがお祝いに来園するオープニングセレモニー、市民中心でつくり上げてきたパークライフショーを開催する。多摩センターに立地する文化・芸術・学び・緑といった各施設の特徴的な機能を最大限発揮しながらエリア価値の向上、多摩ニュータウンの再生へと展開されることを目指していく。

続いて遊歩道の安全な通行のあり方のご報告となる。レンガ坂の安全な通行に向けて路面標示を設置する暫定的な整備を行ってきた。多摩中央公園がリニューアルオープンした後は、公園の利用者や公園通行する人流がふえることが予測される。したがって、あらかじめマナー啓発用の看板を、レンガ坂を上ったところになるが四角広場、図書館前の植栽ますの中の2か所と、こちらにある右上のポスター、全ての街路灯に設置し、通行マナーの啓発を現在行っているところである。なお、この資料にある赤丸でお示しした部分に、その次のページの写真のように自転車と矢印を表示しているところである。今後周辺の通行状況などを見ながら、通行マナーが定着したところで本運用にしていくことで考えている。

最後に、令和4年度から集中して取り組んできた多摩センターわくわくプロジェクトについては、多摩中央公園の整備が完了することで一つの区切りを迎えたところである。このように連名でのご報告は今回が最後とさせていただく。今後の事業については、必要に応じてご報告を入れさせていただくことになる。今後もまちづかいを起点としたまちづくりに庁内外で連携しながら引き続き取り組んでいく。報告は以上である。

**○小林委員長** 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。いちち委員。

**○いちち委員** 最後の多摩センターわくわくプロジェクトについて、こうした定点観測的なご報告はおしまいということであるが、プロジェクトそのものの今後というか、当然ここから先が大事だと思うわけである。新たなスタート地点かと思っているが、今後どういった進め方をするのか、そして私たちにはどのような提案やご報告があるのかをまず伺う。

**○加藤商業・観光担当課長** ご質問のところであるが、今までもソフトとハードが連携するまちづかいからまちづくりにということで行ってきけている。そちらについては引き続きとなる。ソフトはソフト、ハードはハードという動き方になってしまうと、これから求められるまちのあり方にリーチできないことが想定されるので、

こちらは引き続きやっていくところになる。ハードについて言えば、少し時間がかかるのかといったところである。

ペDESTリアンデッキ等の整備については財源が必要になってくることもある。ビジョンについては、これからまとめるのにもう少し時間がかかるところでもある。その間においては第3期都市再生整備計画も打っていくので、そこでまちづかいも含めた社会実験の声も反映しながらやっていくことになってくようかと思う。まずはソフトからハードも意識しながら進めていくことになる。

定例的にこういった形でまとめてご報告をさせていただくのは今回を最後にさせていただきたいところであるが、先ほどもご説明をさせていただいたように、必要に応じて議会にはご報告をさせていただきながらといったことになろうかと考えている。

**○いちち委員** 今回多摩中央公園のグランドオープンが本当に一つの大きなめどというかメルクマールになるので、それを一区切りとしてということと理解している。ただ、今後の多摩センターわくわくプロジェクトの仕組みの中で、どの辺までが言わばこのプロジェクトの射程距離になっているのかを最後に伺いたい。というのは、これから先クロスガーデン多摩も限度が来るわけであるが、その後はどうなるのか。また、我々総務常任委員会としては、多摩センター商店会の皆さんと北側の開発についてもお話があり様々ご意見をいただいたところで、それについてはご報告もしているかと思う。そういった北側の今後の開発もこのわくわくプロジェクトの視野に入っているのかどうか、そうでないのであれば、それはシティセールスなり何なりのほかの事業でカバーするものなのか、そこを伺いたい。

**○加藤商業・観光担当課長** 多摩センターわくわくプロジェクトとして取り組んできたところであるが、こちらのプロジェクト自体はここで一旦区切りをつけるところになろうかと思っている。したがって、令和7年度以降わくわくプロジェクトで何かをということではないとご理解をいただければと思っている。とはいいいながらも、まちづかいを起点としたまちづくりをどういう形でやっていくのかの検証などもしてきたのがわくわくプロジェクトかと思っている。こういった中身の部分は引き続き継承しながら進めていくところかと考えている。総務常任委員会で多摩センター商店会さんとお話もされながら、駅の北側についてもお話をいただいているようなところである。こちらについても、商店会さん、立地する企業

さん、多摩センター地区連絡協議会さんともお話ししながら、どういったことができるのかを検討しながら進めていければというところである。そちらも含めて多摩センター全体の活性化に向けて市として取り組んでいくところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項20番、拠点地区活性化推進会議の設置についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 協議会資料20番をお開き願う。拠点地区活性化推進会議を設置することについてのご報告である。

まずは拠点地区活性化推進会議についてである。市内では、先ほどのわくわくプロジェクトもそうであるが、多摩センター地区の活性化に向けて部を横断するような取り組みを含め、情報の共有・検討のため、多摩センター地区活性化推進会議を平成29年度に設置し、まち全体を面として捉えた活性化に向けて進めてきた。このたび都市計画マスタープランにおいて、聖蹟桜ヶ丘、多摩センター、永山の各駅周辺地区を拠点として位置づけたことから、組織横断的にまちを面として捉えた活性化を3拠点に拡大して推進するため、拠点地区活性化推進会議を設置することとした。

本会議の所掌事項は、2に記載されているとおり、情報の収集及び共有、将来像の検討、課題の分析及び対策の検討、事業の実施に関すること、公共施設並びに基盤整備等に係る改修工事などの方向性の検討、進行管理などとしている。

会議の委員等については、項番3のとおりとするところである。両副市長をトップに部長級として、多岐にわたる調整が必要となることから関係課を幹事とし、事務局を3つの都市拠点のまちづくりの方針を都市計画マスタープランに位置づけているということで都市計画課としている。また、推進会議は各拠点に関わる課の会議を担当者会議として設置し、その事務局を、ソフトからまちづくりを進めている聖蹟桜ヶ丘と多摩センターは商業・観光担当課長が、ハードからまちづくりを進めている永山は、ニュータウン再生担当課長とするものである。このような体制を組み、令和7年4月から情報共有を密に取りながら各拠点の活性化に取り組んでいくものであ

る。こういった会議体を設置して進めていくところである。

説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。上杉委員。

○上杉委員 活性化というところで書かれているが、具体的にどのように進めて、どのようにまちを活性化していくのか、そういう具体的などが何かあればお伺いしたいと思う。

○加藤商業・観光担当課長 3拠点に拡大というところで聖蹟桜ヶ丘、多摩センター、永山、おのおのまちの色が異なるかと考えている。その拠点ごとに特色を生かしながら進めていくところになるかと思う。多摩センター地区については、先ほどのわくわくプロジェクトなどでもご報告しているところであるが、まちづくりの起点としてまちづくりが新たな場面に移っていくところで、今までの流れの中で進めていくことになるかと思う。聖蹟桜ヶ丘については、エリアマネジメント法人が「聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり」を契機に立ち上げられたところもある。そこから面としての活性化が求められていくので、そういったことを進めていくところかと思う。永山駅周辺地区については、東京都においても、市も事務局となっている諏訪・永山再生プロジェクト検討会議で諏訪・永山まちづくりの検討の動きが出てきているので、そういったところを中心にしながら活性化に向けて情報の共有をし、それを意識しながら各所管課で事業に取り組んでいくことになってこようかと考えている。

○上杉委員 具体的にどういった建物を建設するかといったことはまだこれからか。

○加藤商業・観光担当課長 具体的に今のハードの整備では何をすべきなのか、いや、そういうことではなく連携しながら地域の立地企業とともにソフトのところを進めていくのが先決なのか、そこは状況によって変わってくるかがあるかと思う。現時点で何か新しいハードをつくるということは考えていない。その後の状況に応じてそういったことも出てこようかと考えている。

○磯貝市民経済部長 今、商業・観光担当課長から説明があったが、この新しい会議体は、ここで何か新しいものを決めていくという場ではない。今までの多摩センターの活性化推進会議もそうだったが、いろいろな所管課が取り組みをしている中で、それを情報共有させていただいて横の連携・広がりを持たせていく場として、今ま

で多摩センターだけだったものを聖蹟でも永山でもやっていこうということであり、この中で新規事業をやっていくというような話ではないのでご理解いただければと思う。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。いちち委員。

○**いちち委員** 今のご説明をいただくと逆にわからなくなるのが、当然これまで桜ヶ丘、多摩センター、永山でいろいろとまちづくり、まちづくりや開発、かわまちなどを進めてきたわけである。この意義というか、正直失礼な言い方であるが屋上屋を重ねることにはならないのか。例えば永山駅に関しては、先ほどご説明にあったとおり既にリーディングプロジェクトがずっと先に走り出していて、そこでかなりの話し合いも行われてきているわけである。そこであえてこのように立て直して、しかもそこで何か決めるわけではないが横の連携を図る、そうすると、これまでにできなかったことの何がこれで促進されるのかよくわからない。

○**磯貝市民経済部長** 説明が足らず申しわけなかった。これまでも永山、聖蹟、それぞれ主に関係する所管が連携調整しながらやってきたわけであるが、今回この会議の中のそれぞれの駅の担当者会議とあるところに要は関係的には少し薄いような課も含めて実際にはぶら下がってきて、必要に応じて入っていただくような感じになってくる。今までは本当に永山で言うと主には都市計画課と経済観光課だけだったものが、それ以外にも教育委員会といった直接的・間接的に関連する所管課にも入ってもらって、こちらで知らないものも含めてあるかと思うので、そういったものを情報共有させていただくことによってより横の広がりを持たせた取り組みにしていきたいというところである。

○**いちち委員** 先ほど上杉委員から最初に活性化とは何かというご質問あったかと思うが、本当に確かに幅広い概念である。今言っていた例えばこれまで縁遠かったようなところも含めて活性化、例えば商業だけではない、経済だけではない活性化を考えたときに何らかの取り組みができる。例えば永山・諏訪で言うと、多分多摩市のシティープロモーション・シティーセールスの部分でこれから多摩市のブランドをさらに強力にプッシュしていこうとしたときに、多摩の魅力は緑である、子育て環境が最適である等が上がってきているわけである。だから、そういうときに例えば子どもたちの保育環境、あるいは多摩市の場合はほとんどが民間であるので、そこでどうタグを組むのが課題であるかと思うが、例

えばまちづくり、まちづくり活性化と言ったときに、このように保育園がうまく整備されていて、うまく配置されていて、多摩市だったら待機児童対策もこのようにできているというような広がりを持ってそういう話し合いができる、そして実際に計画を進めていけるのだとしたら意味があると私は思うが、そういったことを考えられるのか。そうではないと、また会議が1つふえて職員さんたちが消耗するだけになるのではないかと少し余計な心配までしてしまったが、いかがか。

○**磯貝市民経済部長** 今までも議会では多摩センター駅だけなのかというお話があった。多摩センターについては一息ついた中で、それ以外の拠点エリアについても庁内での情報共有の場が必要だろうということで、まず場を設定させていただいたところである。先ほどから申し上げているとおり、この中で具体的に何か決めていく、今こういう案件を扱う具体的なものがあるわけではないが、それぞれの拠点において置かれている状況、今後進めていかなければいけない課題が異なる中で、これまでは関連する各所管が個別で話を出していたものが、こういった場を設けることによって一定庁内で共有されていくような形に持っていかないと考えている。

○**いちち委員** 私、先ほども既に自分の希望を言ってしまうているが、本当にこういった横の連携を強めてこれまで縁の薄かった所管にも入ってもらってということであると、保育園にこだわるわけではないが、例えばそのような重層的で幅広い取り組みができる、今の時点では何かをつくる、新たに企画するわけではないということであるが、企画するのではなくてもそのための何か大きなきっかけを見せたり、このような意見が出た、これはいかがかというような本当の意味での活性化につながるような活発な議論ができる会議体というものを私は期待する。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項21番、「多摩市食プロジェクト」の進捗状況について(報告)を議題とする。

市側の説明を求める。

○**加藤商業・観光担当課長** では、協議会資料の21番をお開き願う。経済観光課が事務局を務めている多摩市観光まちづくり交流協議会が多摩市食プロジェクトで取り組んでいる多摩市アイランド風まちバル事業の進捗状

況についてのご報告である。

こちら1番に事業概要とあるが、目的としては、アイスランドとの文化交流を多摩市独自の地域資源として活用して市内の飲食店と連携してアイスランドの食文化をアレンジしたアイスランド風メニューを開発し、アイスランドウィークの期間中に発売して国内外の来街者及び在学者、在勤者、在住者を市内飲食店に誘客していくことを目的に実施するものである。こちらは、今年の6月15日から6月19日、アイスランドウィークの期間に実施していく。まちバルというのはどういう形でやるのかというところでは、多摩センターエリア、聖蹟桜ヶ丘エリアのこちらの飲食店にご協力をいただきながら、そちらで販売した飲食チケット、1セット4,500円、一枚1,500円のチケット3枚綴りを購入していただき、飲食店でチケット1枚でアイスランド風メニュー1品とドリンク1品のセットを注文し、参加店舗を周遊する。3枚つづりであるので3店舗回っていただきたいということになる。こちらでナイトタイム人口の増加なども図っていくところである。

こちら飲食店との連携については、今申し上げたとおり聖蹟桜ヶ丘エリア、多摩センターエリアにある飲食店のうち、商工会議所さん、桜ヶ丘商店会連合会さん、多摩センター商店会さんに加盟している飲食店、またはアイスランドウィークで参加経験のある飲食店、こちらのところにお声かけをしたところである。

「アイスランド風メニュー」ということでは、アイスランド産の食材を使ったメニュー、アイスランドのレシピに沿いつつ飲食店独自のアレンジを加えたメニューを「アイスランド風メニュー」と定義して出していただくところである。現在開発などもしていただいているところである。

次のページにお移りいただき、宣伝をすることと、多摩センター・聖蹟桜ヶ丘を回遊していただきたいということでスタンプラリーなどもやっていくところである。

事業のスケジュールとしては、先ほどまちバルアイスランドウィークの期間でやるということでお伝えさせていただいたが、その前に、今月の終わりから4月にかけてアイスランド風メニューのプレ販売もしながら盛り上げていくといったような形で動いているところである。現時点ではプレ販売をここからして、6月にアイスランド風まちバルをやっていくということのご報告である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 今回のこの資料の2枚目、裏面を見ると、協議会の事務局が町田市にある「まちづくりラボサルベージ株式会社」となっているが、その理由というか経緯を教えていただきたい。

○加藤商業・観光担当課長 こちらの事業については、この表の上に「参考」実施体制というところがあるが、東京観光財団に表の左側の企画提案者になっている多摩市観光まちづくり交流協会を含む6団体が提案して採択され、東京観光財団の事業として実施するものとなっている。東京観光財団が公募をかけ、そちらで選ばれたのが「まちづくりラボサルベージ株式会社」という会社であり、そういった経緯の中でやっている。こちらの事業者については、青梅市で東京観光財団の事業も受けたりしながらやっているということで、実績もある事業者である。

○いいじま委員 多摩地区のいろいろな市でもそういった事業をやっていたということであるが、多摩市にもこれまで何か関係があったのか。

○加藤商業・観光担当課長 多摩市での事業は今までなかったと思っているが、多摩市観光まちづくり交流協会の研修を東京観光財団にお願いして推薦していただいたのがまちづくりラボサルベージ株式会社であり、観光協会についてのいろいろな基本的なデータ等も含めて、研修の講師としてお越しいただいたことはあった。

○いいじま委員 今回まちバルの実施期間が6月15日から19日まで、アイスランドウィークということで5日間であるが、この5日間の集客目標があれば教えていただきたいと思う。

○加藤商業・観光担当課長 目標としては1日1,000人である。この1,000人の考え方としては、3枚つづりのチケットを販売することになるので、そちらを使った延べ人数、あと聖蹟桜ヶ丘と多摩センターの回遊も入れさせていただいているので、回遊をしていただいた方も含めて1日1,000人を考えている。ただ、定休日が平日の中で各店舗によっていろいろ違うところもあるので、必ず1,000人行くだけのキャパシティがあるかどうかはまた別の話になるが、目標としてはそういう形で考えている。

○いいじま委員 最後に、今チケットのお話があったが、1セット4,500円で1,500円のチケット3枚ということであるが、こちらは何セットぐらい販売する予定なのかお聞きしたいと思う。

○加藤商業・観光担当課長 枚数についてはまだ調整中であるが、先ほど申し上げたような目標人数を達成する

ぐらいは販売していきたいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項の最後、22番、投票区の区割り見直しについてを議題とする。

市側の説明を求める。

○高階選挙管理委員会事務局長 資料が協議会の22、投票区の区割り見直しについてである。

資料のスライドになるが、見直しの背景である。多摩市の投票区は有権者数や地勢によって25か所に区割りしているところである。近年大規模集合住宅の建設等によって駅周辺に人口が集中し、一方で人口が減少している区域もあり、各投票区の有権者数の偏在、多い投票区と少ない投票区の差が拡大している状況がある。また、面積が大きく、自宅から投票所までの移動距離が長い区域もある。こういった状況を踏まえ、各投票区を効率的に運用できるように投票区の区割り及び投票所の配置を見直すものである。

次のスライド、多摩市の投票所である。投票所は、解散や辞任による急な選挙でも使用可能な学校等の公共施設を中心にしており、これに加えて駐車場の有無、投票所への動線、バリアフリーなどを考慮して決定している。各投票区に1つの投票所を設置しており、現在だと小学校が11校、中学校が5校、その他に市役所や健康センターなど9施設で実施しているところである。

次のスライドが地図になる。参考であるが、25ある投票区の区割りを青い線で表したものである。各投票区的面積であるが、見ていただくと大きなところと小さなところではかなり差があることが見てとれると思う。

次のスライド、投票区別面積・有権者数である。今見ていただいた地図の各投票区的面積と有権者数をあらわしたものである。1か所赤枠で囲んでいるが、第21投票区を見ていただくと、面積と有権者数が他の投票区と比較して大きな数字となっていることが見てとれるかと思う。この投票区であるが、面積・有権者数がともに25投票区の中で最大になっており、面積が一番小さいところと比較すると約15倍、有権者数を比較すると約8倍となっている状況で、大きな偏りがあるということがわかるかと思う。

次のスライドが、近年の区域を変更した例になっている。今回だけではなく、これまでも有権者数の偏在等を

解消するための区割りの見直しを行っており、掲載した変更例2点であるが、令和5年4月の多摩市議会議員選挙から反映させているものである。赤い点線が変更前の境界、青い実線が現在の境界である。左側の図が聖蹟桜ヶ丘駅の周辺であるが、網かけ部分にはご存じのとおり約770戸の集合住宅が建設され、ここの網かけ部分はもともと西側の投票区、左側の投票区の区域であったが、西側の投票区は有権者数が市内で2番目に多く、また学校等の大型公共施設がないので現在集会所を投票所としているところである。したがって、投票所の機能と安全性を維持するために、網かけ部分が東側・右側の投票区になるように区割りの変更を行ったところである。

右の図であるが、西永山中学校跡地になる。永山複合施設があった場所に都営住宅が建設されたということで、都営住宅の入居者が敷地から前面道路、瓜生小学校の西側の道路になるが、あそこの道路に出ると、境界の北側の投票区の投票所の永山中学校に移動していただくようになるが、その移動の際に境界の南側の投票区の投票所である瓜生小学校の正門前を経由するようなルートになる。したがって、都営住宅の入居者の方が混乱しないように、今まで北側の投票区であった網かけ部分を、南側の投票所が瓜生小学校となるように区割りの見直しを行ったところである。この変更2点いずれも新たな入居者のみが対象になったもので、入居開始後初めての選挙での変更になったので、特に住民への影響はなかった変更である。

今回変更の見直しの対象と考えているのが、次のスライドである。今回の見直し対象エリアということで、表の対象であるが、第21投票区、先ほど赤枠で囲んであった箇所になる。山王下、中沢、唐木田の全域と鶴牧1・2丁目、あとは6丁目の一部が含まれており、北東から南西に延びた非常に大きなエリアになっている。大型の集合住宅も複数建設されているので、面積・有権者数が共に25投票区の中で最大となっているところである。そのために、目的に記載しているが、第21投票区的面積と有権者を縮小して周辺投票区との平準化を図るものである。この平準化によって投票者の利便性の向上と投票所の混雑解消、安全性の確保をしたいと考えている。その他であるが、第21投票区の区割り見直しを行うことで当然隣接・近接する投票区の区割りを変更する必要がある。第21投票区を縮小する分、隣接する投票区的面積を拡大することになる。ただ今回の見直しは各投票所の平準化を図るものになるので、現在25ある投票区の総数は据え

置くもので考えている。具体的な変更内容については、現在大型集合住宅の状況、投票所の位置、投票所への移動距離などを踏まえて検証を行っている段階である。

こういった見直し内容の周知方法が次のスライドである。周知方法の案について4点挙げさせていただいている。先ほど例示した近年の見直し2点については、変更した区域の有権者、集合住宅に入居してからの選挙ということで事前の周知というのが特に必要なく、選挙当日の混乱がなかったものであるが、今回はこれまで投票していた投票所からの変更であるので、十分な周知が必要と考えている。

まず1点目、入場整理券と併せての案内送付で、投票所へ入場する際に必要となる入場整理券であるが、全有権者に公示日または告示日までに届くように郵送している。今回で投票所が変更になる選挙人に対しては、この投票所が変更になったことを入場整理券と併せてご案内させていただき予定である。2つ目、たま広報選挙特集号への掲載である。たま広報選挙特集号であるが、選挙の都度全戸に配布し、投票日、期日前投票所の場所や開票時間、あとは不在者投票などの関連する制度などを掲載させていただいている。3つ目、選挙啓発用広報紙への掲載である。選挙啓発用広報紙であるが、毎年1月頃発行している。後ほど補足をさせていただければと思う。4つ目、多摩市公式ホームページへの掲載である。

次のスライドが、その選挙広報誌の紹介である。「多摩市しろばら」であるが、サイドブックの各課情報の2月にもデータをアップさせていただいている。「多摩市しろばら」は、多摩市明るい選挙推進員が作成し、選挙啓発等を目的に毎年発行しているものである。小学校17校の第6学年全員、中学校9校の全生徒、高等学校3校の全生徒に配布しており、市内の自治会や管理組合等にも回覧用に配布させていただいているものである。これらを周知媒体として活用したいと考えている。

最後のスライドであるが、変更時期・スケジュールについてである。今回の見直しであるが、表の一番下、令和8年4月の多摩市長選挙・多摩市議会議員補欠選挙からの導入を予定している。それに向けて、表の上になるが9月に選挙管理委員会の審議を経て変更内容を告示し、順次、市公式ホームページ、選挙公報紙、たま広報選挙特集号、入場整理券への同封などで周知を図っていく予定である。資料の説明は以上である。

**○小林委員長** 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。上杉委員。

**○上杉委員** 今回、からきだ菖蒲館から投票場所が変更になるということか。

**○高階選挙管理委員会事務局長** まず第21投票区はからきだ菖蒲館を現在投票所としているが、山王下もエリアに入っており、非常に広範囲にわたるエリアということで、そのエリアを分割してほかの区と統合し、有権者数の平準化を図ることが目的である。そのからきだ菖蒲館の投票所を変更するといった具体的なところはまだ検証段階である。

**○上杉委員** では、今回のところでは投票場所自体の増減はしないということなのか。

**○高階選挙管理委員会事務局長** 投票区の数に変更しないので25の投票所の数は変わらないが、今のところの案ではからきだ菖蒲館はそのまま継続する予定で考えている。あと区割りの線引きによっては今ある投票所への距離が長くなる可能性もあるので、場合によっては違う公共施設等へ変更させていただきことも今想定をしている。

**○上杉委員** 移動距離が非常に長くなってしまった有権者の方たちに対して、多摩市は非常に高齢化が進んでいるところでもあるので、投票所をふやして対応するという考えはあるのかお伺いをしたいと思う。

**○高階選挙管理委員会事務局長** 現状では25投票区からの数をふやすことは予定していない。

**○小林委員長** ほかに質疑はあるか。いぢち委員。

**○いぢち委員** 同じところを伺いたかったが、25からふやせないというのはどういった理由からなのか。

**○高階選挙管理委員会事務局長** 投票区をふやせばそれなりの人員の配置も必要になってくるし、開票に向けた移動等の作業も必要になるので、現状としては25の投票区の数で必要数は足りているという認識である。

**○いぢち委員** 単純に1か所ふやせば場所から人から移動手段からお金がかかることはわかる。ただ、この表を拝見すると、第21投票区は確かに多く、これを半分で割っても全然差し支えないぐらいの量である。今財政が厳しい折、それを持ち出されるとなかなか抗弁しにくいですが、市民の権利である投票行動の確保のためには、今ある条件の中で最善の方法を取っていただきたいと思う。

以上である。

**○小林委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 3 時 28 分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 3 時 28 分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長          小林 憲一